

第6次八百津町障がい者福祉計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

目次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 国の障がい者施策の流れ	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
第2章 八百津町の現状	9
1 統計データからみえる八百津町の現状	9
2 障がいのある人へのアンケート調査結果	27
3 町内事業所へのアンケート調査結果	58
4 課題のまとめ	61
第3章 計画の基本的な考え方	65
1 基本理念	65
2 基本目標	66
3 施策の体系	68
第4章 基本計画	69
1 障がい者にやさしいまちづくりの推進	69
2 教育の充実	74
3 障がいのある人の生活支援と療育支援	77
4 雇用・就業の促進	83
5 スポーツ・文化芸術活動	85
第5章 障がい（児）福祉サービスの見込み	87
1 成果目標の達成状況	87
2 成果目標と活動指標	90
3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	100
4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	106
5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	112
6 八百津町子ども・子育て支援事業計画との連携	114
第6章 計画の推進	115
1 計画の推進	115
2 計画の進行管理	115
資料編	116
1 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱	116
2 令和4・5年度 八百津町保健福祉推進協議会名簿	118
3 用語説明	119



計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

八百津町（以下「本町」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、令和3年度に「第5次八百津町障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「すべての町民が障がいの有無にかかわらず等しく人権を持つかけがえない個人として尊重され地域で共生するまちの実現」を念頭に、「第6次八百津町障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」）を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

Ⅱ 2 国の障がい者施策の流れ

(1) 障がい者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保する障がい者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がい者等の地域生活及び就労を支援するための施策強化が図られる中、障がい者の多様な就労ニーズに応じた「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「第6次八百津町障がい者福祉計画」は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるものです。

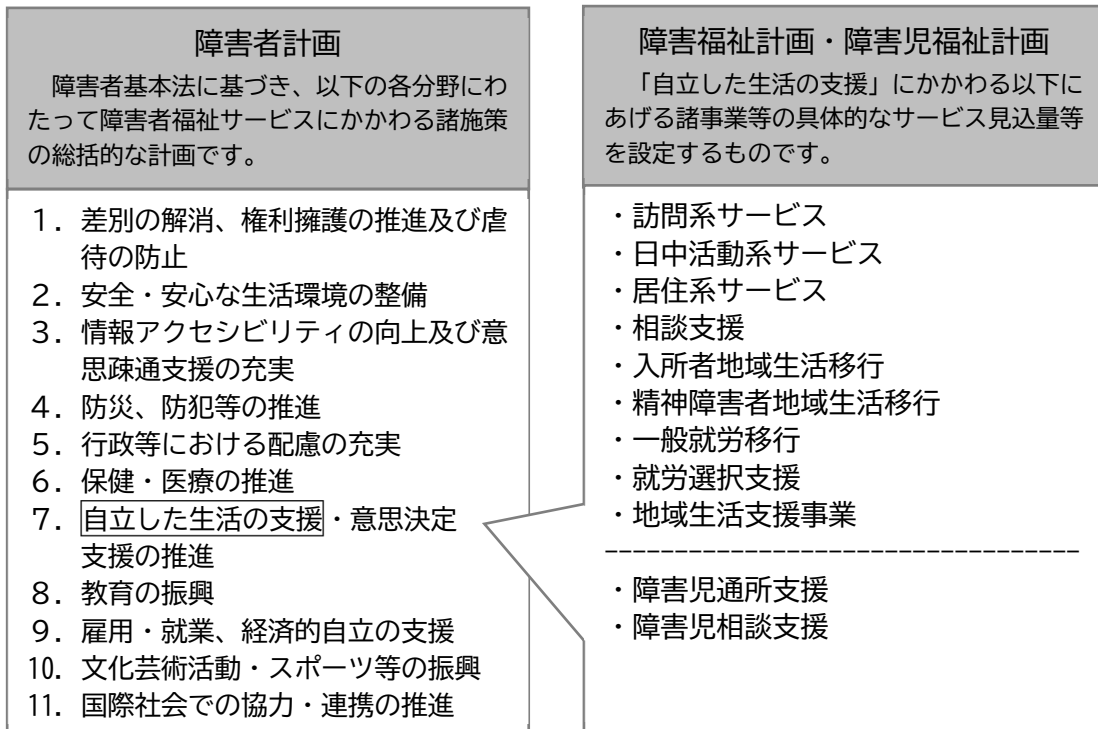
「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
岐阜県	第4期 岐阜県障がい者総合支援プラン		
八百津町	第6次障がい者福祉計画	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



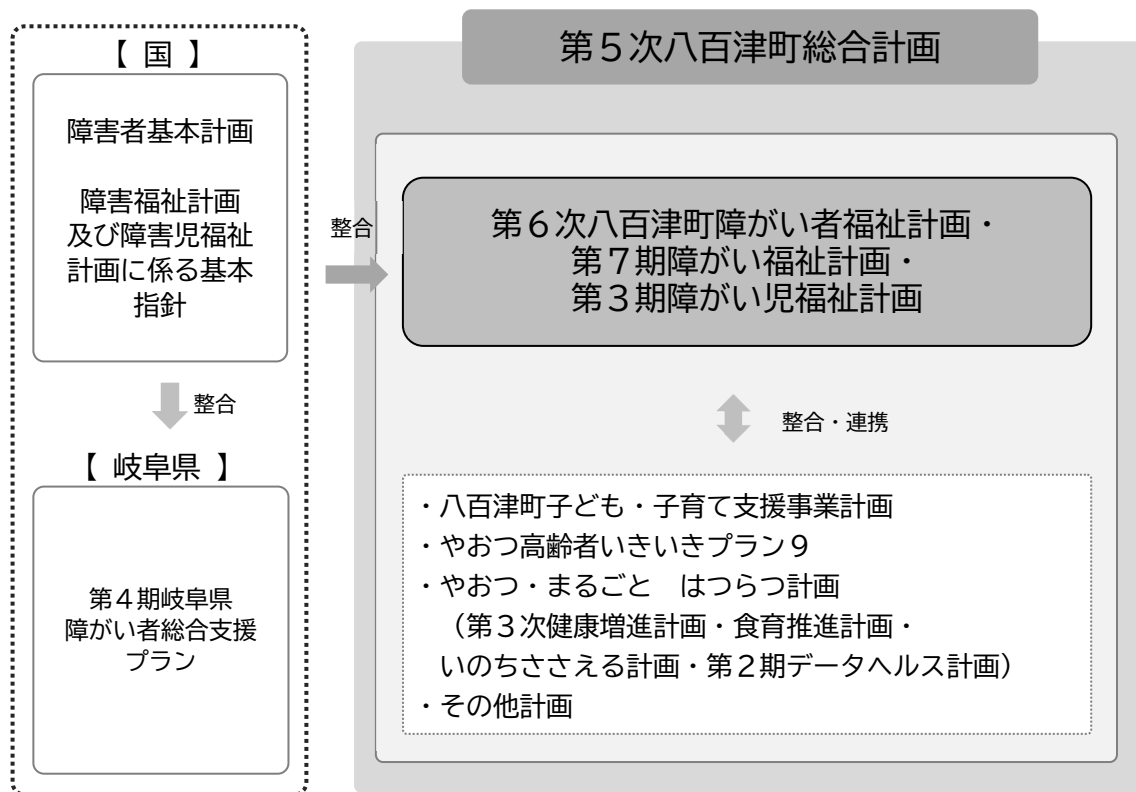
【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 関連計画

本計画は、町の最上位計画である「第5次八百津町総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本町が策定した「八百津町子ども・子育て支援事業計画」「やおつ高齢者いきいきプラン9「やおつ・まるごと はつらつ計画（第3次健康増進計画・食育推進計画・いのちささえる計画・第2期データヘルス計画）」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本町における障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本町に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

今回策定する「第6次八百津町障がい者福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

なお、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の改定する令和8（2026）年度で、「八百津町障がい者福祉計画」の事業進捗等の点検も行っていきます。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者 計画	第5次 障がい者福祉計画			第6次 障がい者福祉計画					
福祉計画 障がい	第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			次期計画 障がい福祉計画		
福祉計画 障がい児	第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画			次期計画 障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、「八百津町保健福祉推進協議会」において本計画について協議を行いました。

(2) アンケートの実施

障がい児・者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全数を対象に、また、障がい児は、親子教室、放課後等デイサービス利用者を対象にアンケート調査を実施しました。また、町内の事業所を対象に、障がい者雇用に関するアンケート調査を実施して、本計画策定のための基礎資料としました。



第 2 章

八百津町の現状

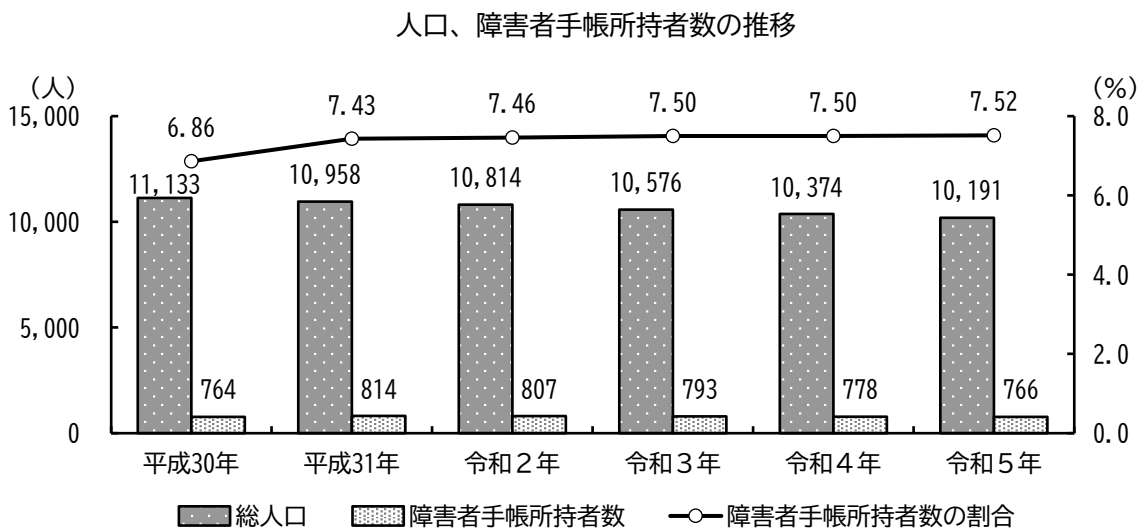
1 統計データからみえる八百津町の現状

(1) 障がい者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和5年4月1日現在10,191人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在766人で、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は7.52%と、7%台で推移しています。



資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）

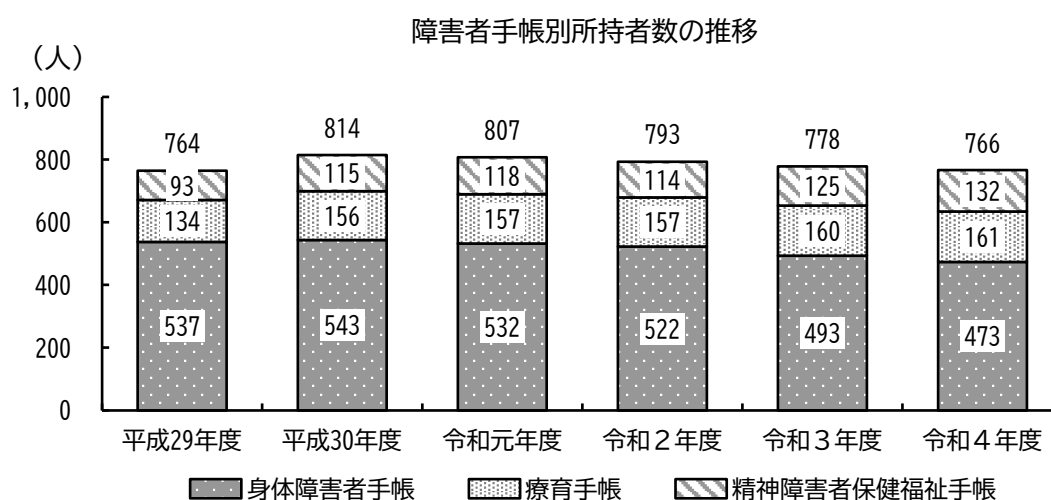
障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年度から減少傾向にあり、令和4年度末現在473人となっています。

療育手帳所持者数は、平成30年からは160人前後で推移しており、令和4年度末現在161人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加傾向にあり、令和4年度末現在132人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）
※重複障がいを含みます

③ 等級別・障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、1級の手帳所持者数が150人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が112人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	170	160	150
2級	80	74	74
3級	108	102	97
4級	122	115	112
5級	21	21	19
6級	21	21	21
合計	522	493	473

資料：庁内資料（各年度末現在）

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、1級の内部障がい89人（18.8%）と最も多く、次いで4級の肢体不自由が71人（15.0%）となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	17	10	4	1	1	3
聴覚・平衡機能障がい	2	12	6	6	0	10
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	2	3	0	0
肢体不自由	42	51	53	71	18	8
内部障がい	89	0	32	31	0	0
合計	150	74	97	112	19	21

資料：庁内資料（令和4年度末現在）

④ 年齢区分別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の年齢区分別の推移をみると、令和4年度末現在、65歳以上の手帳所持者数が367人で最も多く、次いで40～64歳の手帳所持者数が85人となっています。

年齢別身体障害者手帳所持数の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	8	7	5	5	5	5
18～39歳	26	23	23	18	16	16
40～64歳	96	97	90	87	80	85
65歳以上	407	416	414	412	392	367
合計	537	543	532	522	493	473

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑤ 身体障害者手帳所持数（障がいの種類別・年齢別・性別）

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数を性別で見ると、男性228人、女性245人となっています。

障がいの種類別にみると、聴覚障がい、肢体不自由では女性の方が多く、内部障がいでは男性が多くなっています。

身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障がい	0	0	0	0	6	4	11	16	17	20	37
聴覚・平衡機能障がい	0	1	0	1	3	1	8	22	11	25	36
聴覚	0	1	0	1	2	1	8	22	10	25	35
平衡機能	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	0	1	0	0	3	2	3	3	6
肢体不自由	2	1	4	3	28	21	71	110	105	135	240
内部障がい	1	0	3	4	18	4	70	54	92	62	154
心臓機能	1	0	2	2	6	2	41	34	50	38	88
じん臓機能	0	0	0	0	8	2	8	10	16	12	28
呼吸器機能	0	0	0	1	0	0	7	4	7	5	12
ぼうこう・直腸機能	0	0	0	1	3	0	13	6	16	7	23
小腸その他の障がい	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
肝臓機能	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
合計	3	2	7	9	55	30	163	204	228	245	473
	5		16		85		367		473		473

資料：庁内資料（令和4年度末現在）

⑥ 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の障がいの程度別の推移をみると、令和4年度末現在、B2の手帳所持者数が60人で最も多く、次いでB1の手帳所持者数が48人となっています。

A2、B2では増加傾向がみられます。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
A	13	15	14	13	12	9
A1	15	15	16	16	16	17
A2	19	23	25	25	27	27
B1	42	50	49	49	47	48
B2	45	53	53	54	58	60
合計	134	156	157	157	160	161

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑦ 療育手帳所持者数（障がいの程度別・年齢別・性別）

年齢別では、令和4年度末現在、18～39歳が最も多く、65歳以上が最も少なくなっています。

性別では、女性より男性の方が多くなっています。

療育手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A	0	0	0	0	2	1	2	4	4	5	9
A1	1	1	2	2	4	6	1	0	8	9	17
A2	4	2	5	4	7	0	3	2	19	8	27
B1	6	2	5	6	12	6	5	6	28	20	48
B2	15	5	20	13	5	1	1	0	41	19	60
合計	26	10	32	25	30	14	12	12	100	61	161
	36		57		44		24		161		161

資料：庁内資料（令和4年度末現在）

⑧ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、令和4年度末現在、2級の手帳所持者数が100人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が28人となっています。

また、2級の手帳所持者数は増加傾向となっており、平成29年度から令和4年度の5年間で40人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

単位：人

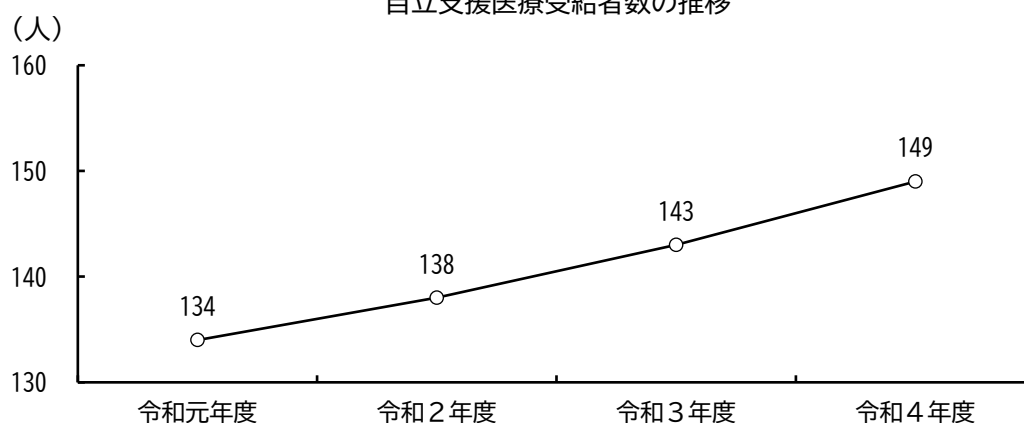
区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	24	17	20	22	25	28
2級	60	89	91	87	96	100
3級	9	9	7	5	4	4
合計	93	115	118	114	125	132

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑨ 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度から増加傾向にあり、令和4年度の自立支援医療受給者数は149人と、令和元年度より15人増加しています。

自立支援医療受給者数の推移



資料：庁内資料(各年度末現在)

⑩ 指定難病認定者数

指定難病認定者数

単位：人

指定難病名	人数
筋萎縮性側索硬化症	1
進行性核上性麻痺	1
パーキンソン病	6
大脳皮質基底核変性症	0
重症筋無力症	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	4
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動 ニューロパチー	0
もやもや病	1
高安動脈炎	0
顕微鏡的多発血管炎	1
全身性エリテマトーデス	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	4
全身性強皮症	4
混合性結合組織病	1
シェーグレン症候群	1
成人スチル病	0
ベーチェット病	1
特発性拡張型心筋症	0
特発性血小板減少性紫斑病	0
IgA腎症	2
多発性嚢胞腎	1
後縦靭帯骨化症	2
広範脊柱管狭窄症	1
特発性大腿骨頭壊死症	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	0
サルコイドーシス	3
突発性間質性肺炎	1
肺動脈性肺高血圧症	1
リンパ脈管筋腫症	1
網膜色素変性症	1
原発性硬化性胆管炎	0
クローン病	4
潰瘍性大腸炎	7
筋ジストロフィー	1
肥厚性皮膚骨膜炎	1
一次性ネフローゼ症候群	1
偽性副甲状腺機能低下症	1
好酸球性副鼻腔炎	2
合計	58

資料：可茂地域の公衆衛生より(令和4年度)

小児慢性特定疾病児童数

単位：人

指定難病名	人数
悪性新生物	0
慢性腎疾患	0
慢性呼吸器疾患	0
慢性心疾患	1
内分泌疾患	2
膠原病	1
糖尿病	1
先天性代謝異常	0
血液疾患	0
免疫疾患	0
神経・筋疾患	1
慢性消化器疾患	0
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1
皮膚疾患群	0
骨系統疾患	0
脈管系疾患	0
合計	7

資料：可茂地域の公衆衛生より(令和4年度)

(2) 障がい支援区分

① 障がい支援区分認定者数の推移

令和4年度末の本町の障がい支援区分認定者数は、57人となっています。

支援区分別にみると、身体と知的で区分5、区分6が、精神では区分2が多くなっています。

障がい支援区分認定者数の推移

単位：人

区分		支援の必要度						合計
		低い ← 区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	高い → 区分6	
令和 元年度	身体	0	0	0	1	5	10	16
	知的	0	0	1	5	15	23	44
	精神	0	3	6	2	1	0	12
	合計	0	3	7	8	21	33	72
令和 4年度	身体	0	0	0	0	3	5	8
	知的	0	0	1	2	13	23	39
	精神	0	6	1	2	1	0	10
	合計	0	6	2	4	17	28	57

資料：庁内資料(各年度末現在)

(3) 地域福祉

① ボランティア登録団体・登録人員の推移

令和4年度の本町のボランティア登録団体は23団体となっています。
登録人員は令和3年度から減少して、501人となっています。

ボランティア登録団体・登録人員の推移

単位：人

区分	グループ登録		個人登録人数	登録人数計
	団体数(団体)	人数		
平成29年度	27	625	4	629
平成30年度	23	455	4	459
令和元年度	22	533	6	539
令和2年度	21	524	6	530
令和3年度	24	534	6	540
令和4年度	23	495	6	501

資料：八百津町社会福祉協議会(各年度末月現在)

(4) 教育・療育

① 保育園における障がい児の受け入れ

令和4年度の保育園における障がい児の受け入れは、4人となっています。

保育園における障がい児の受け入れ

単位：人

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	計画値	6	6	6	6
	実績値	5	4	4	4

資料：福祉行政報告例(各年度末現在)

② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れ

令和4年度末現在の放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れは、5人となっています。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れ

単位：人

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	計画値	4	4	4	4
	実績値	7	5	5	5

資料：福祉行政報告例(各年度末現在)

③ 療育の必要な児童の受け入れ状況

令和4年度末現在の療育の必要な児童の受け入れ状況は、28人となっています。

療育の必要な児童の受け入れ状況

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八百津保育園	1	1	0	3	5	8
錦津保育園	2	9	9	8	5	6
和知保育園	7	8	12	5	12	12
久田見保育園	2	2	0	2	2	2
潮南保育園	-	-	-	-	-	
合計	12	20	21	18	24	28

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 障がい児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況

令和4年度末現在の障がい児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況は、児童発達支援25人、放課後等デイサービスで58人となっています。

障がい児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援(人)	21	25	25
児童発達支援(人日)	78	99	95
放課後等デイサービス(人)	58	53	58
放課後等デイサービス(人日)	240	227	272

資料：庁内資料（各年度末現在）
人日：各年度末の利用日数の累積値

⑤ 特別支援学級児童・生徒数の推移

令和5年6月現在の特別支援学級児童・生徒数は、34人となっています。

特別支援学級児童・生徒数の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	16	19	21	22	22	18
中学校	5	9	11	14	13	11
合計	21	28	32	36	35	29

資料：八百津町教育委員会（各年5月1日現在）

特別支援学級児童・生徒数

区分	小学校		中学校	
	学校数	在学児童数	学校数	在学生徒数
学校数/人	3校	25人	1校	9人

資料：八百津町教育委員会（令和5年6月現在）

⑥ 特別支援学級の状況

令和5年6月現在の本町の通級指導教室の在学児童・生徒数は、78人となっています。

特別支援学級の状況

単位：人

区分	学級数	在学児童・生徒数									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい学級	4	3	1	2	4	4	3	0	1	2	20
情緒障がい学級	4	1	0	1	0	3	3	2	2	2	14
通級指導教室	4	3	7	12	11	11	17	6	11	0	78

資料：庁内資料（令和5年6月現在）

(5) 雇用・就業

① 八百津町職員の障がいのある人の雇用状況

令和4年度の本町職員の障がいのある人の雇用状況は、5人となっています。

令和4年度の実雇用率は2.70%となっており、年々増加しています。

八百津町職員の障がいのある人の雇用状況

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がいのある人	2	4	5
身体障がい	0	1	1
知的障がい	1	1	1
精神障がい	1	2	3
実雇用率	1.30%	2.24%	2.70%

資料：庁内資料(各年度6月現在)

(6) 保健・医療

① 3か月児健康診査

令和4年度の3か月児健康診査受診者数は、36人となっています。

3か月児健康診査

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数		35	39	36
受診者数		35	39	36
受診率		100.0%	100.0%	100.0%
健診結果	異常なし	28	29	31
	要観察	2	7	4
	要精検・要医療	5	3	1

資料：保健センター業務報告より(各年度末現在)

② 9か月児健康診査

令和4年度の9か月児健康診査受診者数は、37人となっています。

9か月児健康診査

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数		37	36	37
受診者数		37	36	37
受診率		100.0%	100.0%	100.0%
健診結果	異常なし	31	33	30
	要観察	2	1	5
	要精検・要医療	4	2	2

資料：保健センター業務報告より(各年度末現在)

③ 1歳6か月児健康診査

令和4年度の1歳6か月児健康診査受診者数は、43人となっています。

1歳6か月児健康診査

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数		56	37	44
受診者数		56	37	43
受診率		100.0%	100.0%	97.7%
健診結果	異常なし	39	27	29
	要観察	10	8	11
	要精検・要医療	7	2	3

資料：保健センター業務報告より(各年度末現在)

④ 3歳児健康診査

令和4年度の3歳児健康診査受診者数は、45人となっています。

3歳児健康診査

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数		63	45	45
受診者数		63	44	45
受診率		100.0%	97.8%	100.0%
健診結果	異常なし	40	30	23
	要観察	10	6	11
	要精検・要医療	13	8	11

資料：保健センター業務報告より(各年度末現在)

⑤ 訪問指導の状況

令和2年度から令和4年度の本町の訪問指導状況は、以下のとおりとなっています。

訪問指導の状況

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊産婦	実人員	38	36	41
	延人員	42	44	53
新生児	実人員	2	0	0
	延人員	2	0	0
未熟児	実人員	2	0	4
	延人員	2	0	4
乳児	実人員	36	38	38
	延人員	36	45	42
幼児	実人員	42	29	19
	延人員	48	30	19

資料：保健センター業務報告（各年度末現在）

⑥ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数の推移

令和4年度の本町の自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数は、149人となっています。

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数の推移

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	10	19	20
育成医療	1	3	3
精神通院医療	127	121	126

資料：福祉行政報告例より（各年度末現在）

⑦ 精神保健相談と家庭訪問の状況

令和4年度の精神保健相談と家庭訪問の状況は、10人となっています。

精神保健相談と家庭訪問の状況

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神保健相談(延人員)	6	4	8
家庭訪問(延人員)	3	3	2

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

⑧ 指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数の推移

令和2年度の指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数は70人となっています。

指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数の推移

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度
指定難病認定者数	63	63
小児慢性特定疾病認定者数	7	7

資料：可茂地域の公衆衛生より(各年度末現在)

⑨ 重度心身障害者等医療費助成実績

令和4年度の重度心身障害者等医療費助成実績は、476人となっています。

重度心身障害者等医療費助成実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給対象者数（人）	497	489	476
件数（件）	13,703	13,547	13,672
1人あたり助成額（円）	125,754	123,343	123,400
1件あたり助成額（円）	4,562	4,453	4,297

資料：：福祉医療費助成事業補助金事業実績報告書より(各年度末現在)

(7) 生活支援

① 地域生活支援事業の利用状況一覧

令和元年度から令和4年度の地域生活支援事業の利用状況は、下記のとおりです。

地域生活支援事業の利用状況一覧

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人/年	5	4	4	4
日常生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	0	0	0
	自立生活支援用具	件/年	1	0	0	0
	在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	0
	情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	1	0
	排せつ管理支援用具	件/年	203	220	216	254
	住宅改修費	件/年	0	0	0	0
手話奉仕員養成講座（修了者）		人/年	1	0	0	0
移動支援事業	実利用者数	人/年	0	0	0	0
	利用時間数	時間/年	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人/年	0	0	0	0
	利用回数	回/年	0	0	0	0
日中一時支援事業	実利用者数	人/月	13	14	15	14
	利用回数	回/月	1,052	777	715	687
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数	人/年	2	1	0	0
自動車改造助成事業	利用者数	人/年	0	0	0	1

資料：地域生活支援事業実績報告より（各年度末現在）

② 補装具の交付・修理実施状況

令和4年度の補装具の交付・修理実施状況は、10件となっています。

補装具の交付・修理実施状況

単位：件

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
補装具交付・修理数	4	4	6	10	3	7

資料：地域生活支援事業実績報告より（各年度末現在）

2 障がいのある人へのアンケート調査結果

(1) 調査対象

18歳以上：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方々

18歳未満：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方々

利用者：親子教室、放課後等デイサービス事業の利用者の方々

(2) 調査期間

令和5年9月1日から令和5年9月18日

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

(4) 回収状況

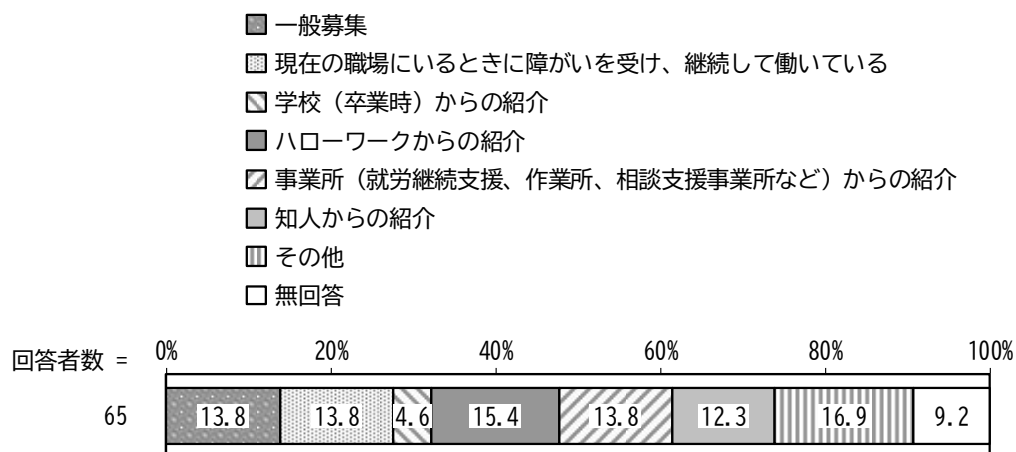
区分	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	639通	338通	52.9%
18歳未満	39通	23通	59.0%
利用者	38通	31通	81.6%

(5) アンケートの主な結果

1) 18歳以上

① 就職活動について

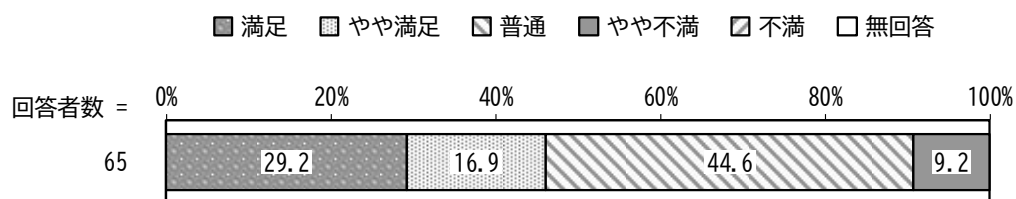
「ハローワークからの紹介」の割合が15.4%と最も高く、次いで「一般募集」、「現在の職場にいるときに障がいを受け、継続して働いている」、「事業所（就労継続支援、作業所、相談支援事業所など）からの紹介」の割合が13.8%となっています。



② 職場の満足度について

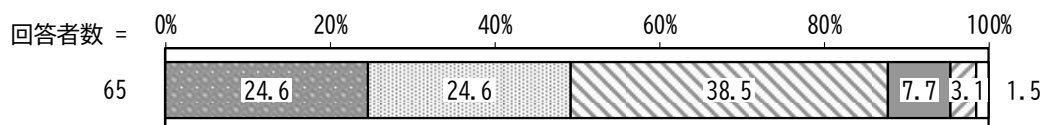
1 仕事の内容

「普通」の割合が44.6%と最も高く、次いで「満足」の割合が29.2%、「やや満足」の割合が16.9%となっています。



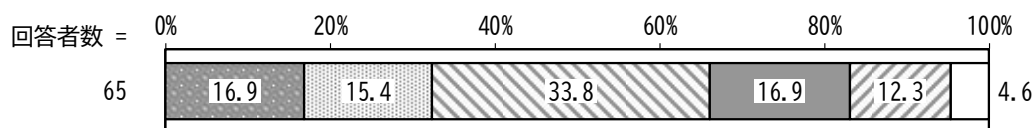
2 職場の環境（設備・人間関係など）

「普通」の割合が38.5%と最も高く、次いで「満足」、「やや満足」の割合が24.6%となっています。



3 就労による収入

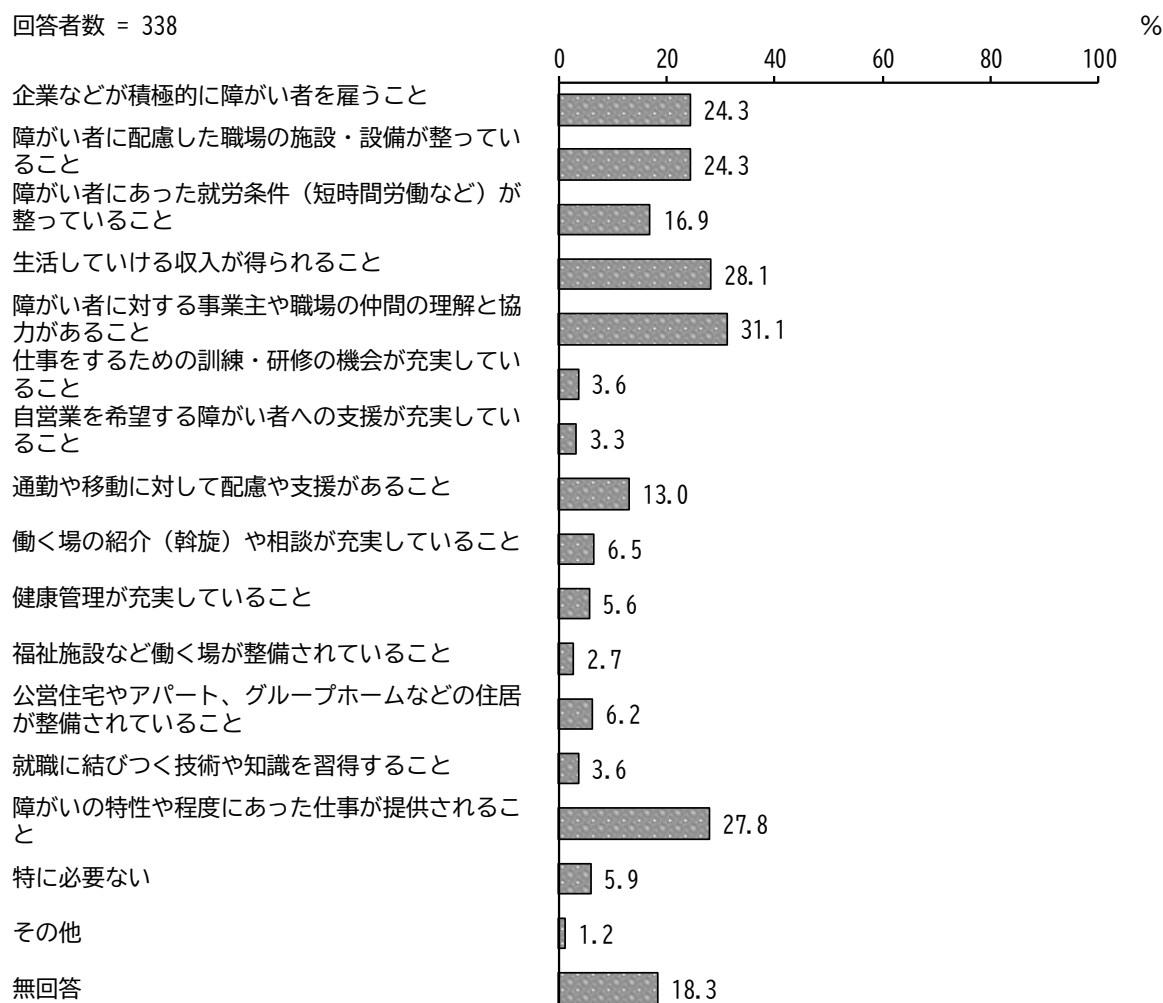
「普通」の割合が33.8%と最も高く、次いで「満足」、「やや不満」の割合が16.9%となっています。



③ 障がいのある方が働くために必要なことについて

「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が31.1%と最も高く、次いで「生活していける収入が得られること」の割合が28.1%、「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」の割合が27.8%となっています。

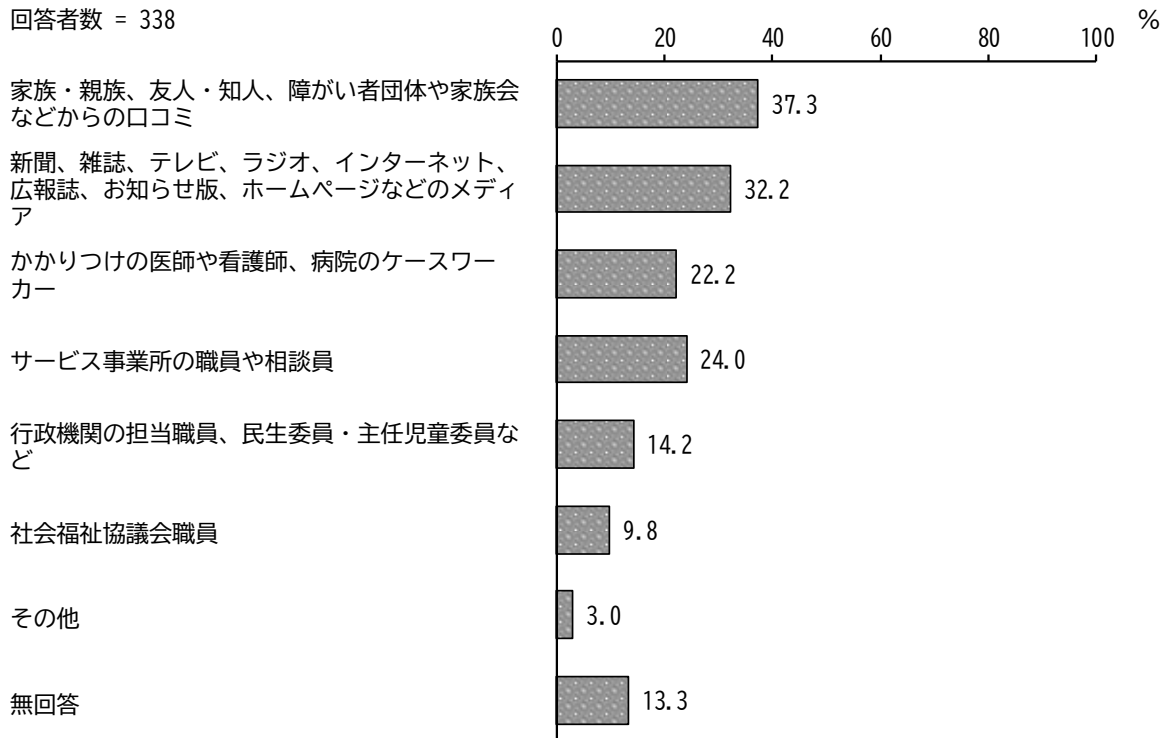
回答者数 = 338



④ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を得る手段について

「家族・親族、友人・知人、障がい者団体や家族会などからの口コミ」の割合が37.3%と最も高く、次いで「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、広報誌、お知らせ版、ホームページなどのメディア」の割合が32.2%、「サービス事業所の職員や相談員」の割合が24.0%となっています。

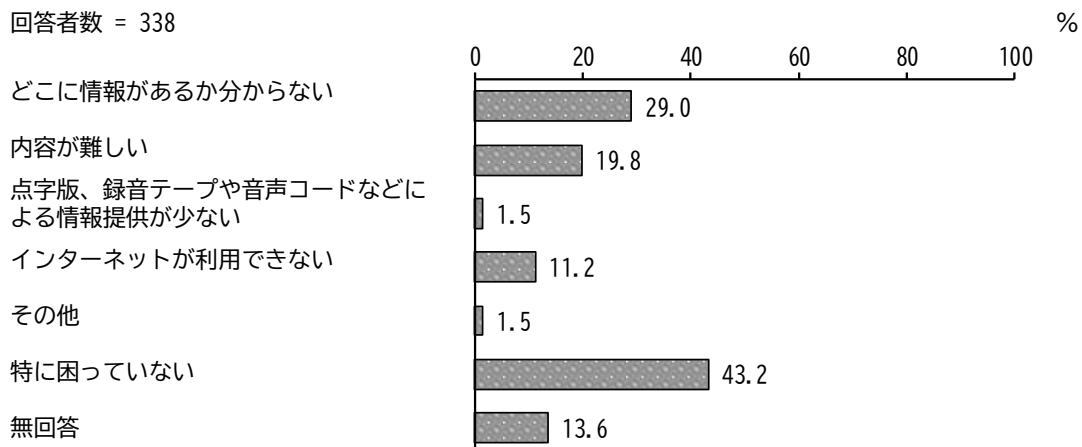
回答者数 = 338



⑤ 福祉に関する情報の入手で困っていることについて

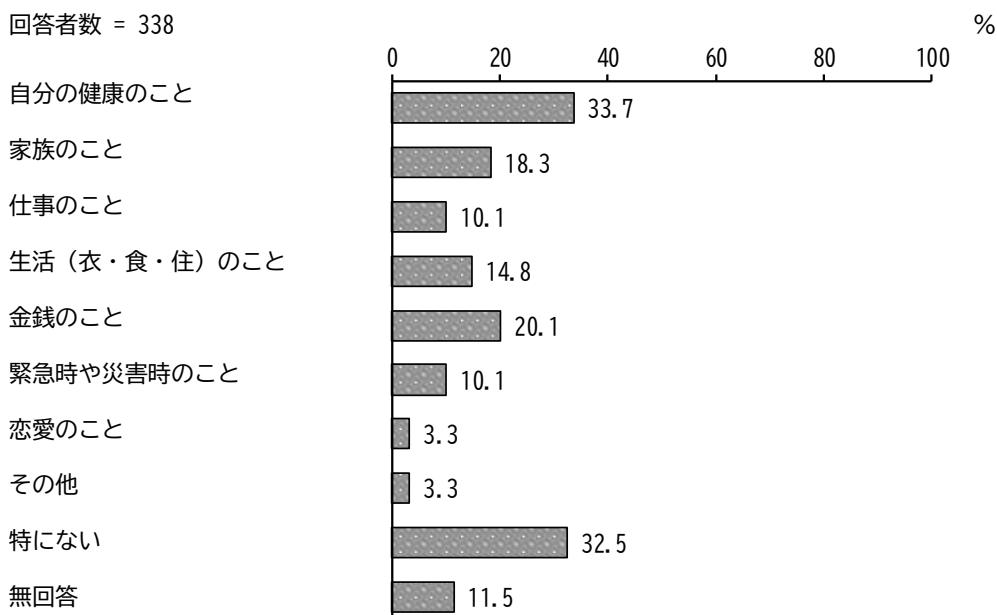
「特に困っていない」の割合が43.2%と最も高く、次いで「どこに情報があるか分からない」の割合が29.0%、「内容が難しい」の割合が19.8%となっています。

回答者数 = 338



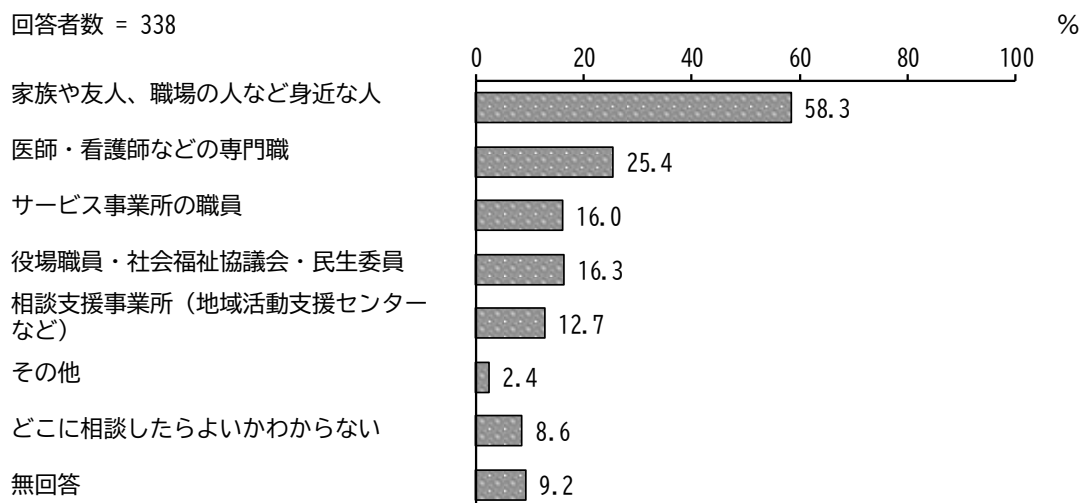
⑥ 悩んでいることや相談したいことについて

「自分の健康のこと」の割合が33.7%と最も高く、次いで「特にない」の割合が32.5%、「金銭のこと」の割合が20.1%となっています。



⑦ 悩んだときや困ったときの相談相手について

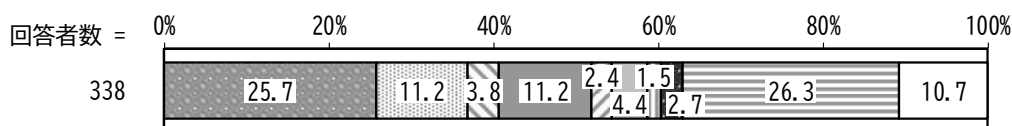
「家族や友人、職場の人など身近な人」の割合が58.3%と最も高く、次いで「医師・看護師などの専門職」の割合が25.4%、「役場職員・社会福祉協議会・民生委員」の割合が16.3%となっています。



⑧ 悩んだときや困ったときの相談体制について

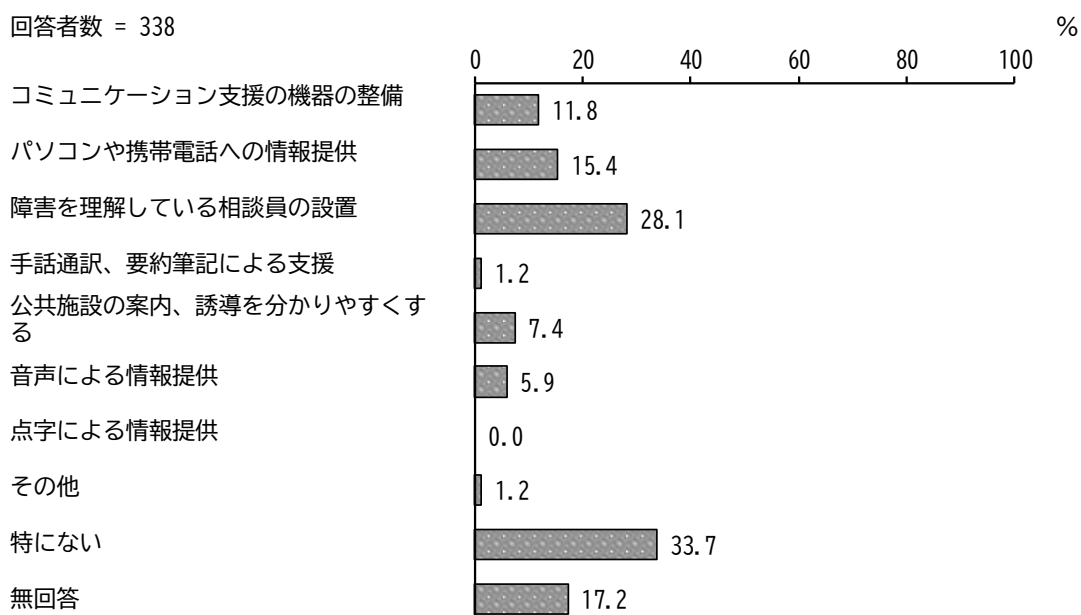
「わからない」の割合が26.3%と最も高く、次いで「満足している」の割合が25.7%、「相談はできるが満足していない」、「気軽に相談できる場や人がいない」の割合が11.2%となっています。

- 満足している
- 相談はできるが満足していない
- 近所に相談できる場や人がいない
- 気軽に相談できる場や人がいない
- 夜間・休日に相談できる場や人がいない
- 専門的な相談窓口が不足している
- コミュニケーションの手段（手話、要約筆記等）が十分でない
- その他
- わからない
- 無回答



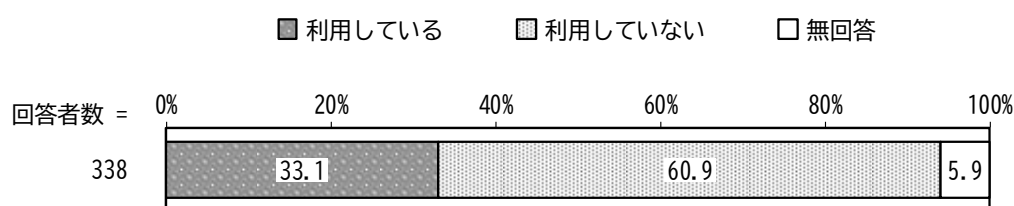
⑨ コミュニケーション促進や情報取得のため充実して欲しいことについて

「特にない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「障害を理解している相談員の設置」の割合が28.1%、「パソコンや携帯電話への情報提供」の割合が15.4%となっています。



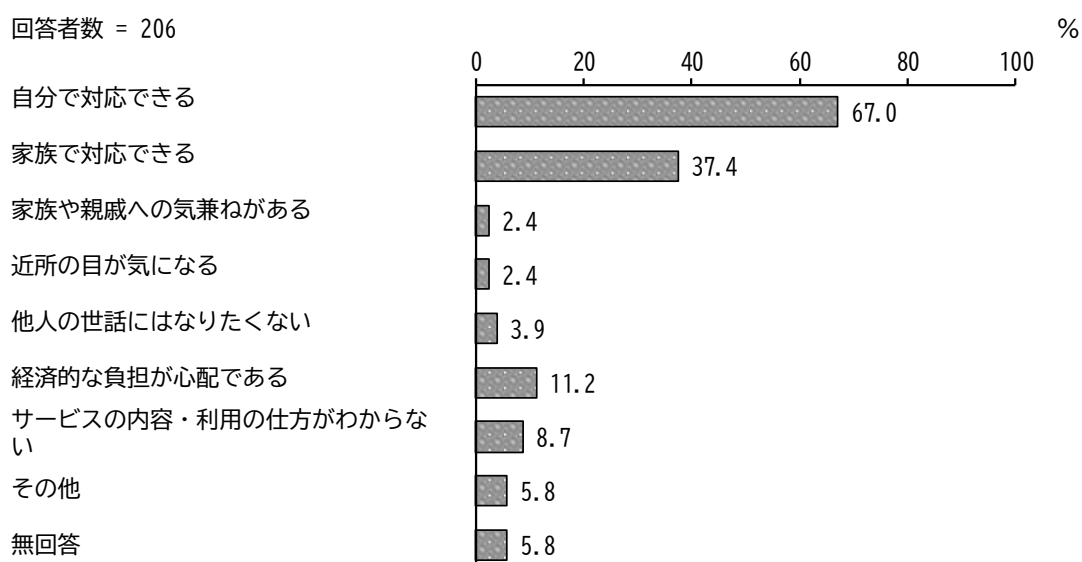
⑩ 障がい福祉サービスの利用状況について

「利用している」の割合が33.1%、「利用していない」の割合が60.9%となっています。



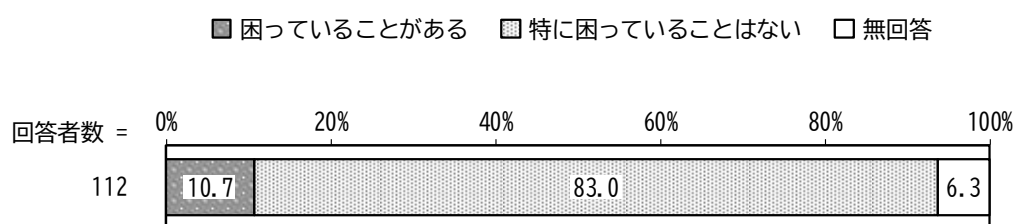
⑪ サービスを利用していない理由について

「自分で対応できる」の割合が67.0%と最も高く、次いで「家族で対応できる」の割合が37.4%、「経済的な負担が心配である」の割合が11.2%となっています。



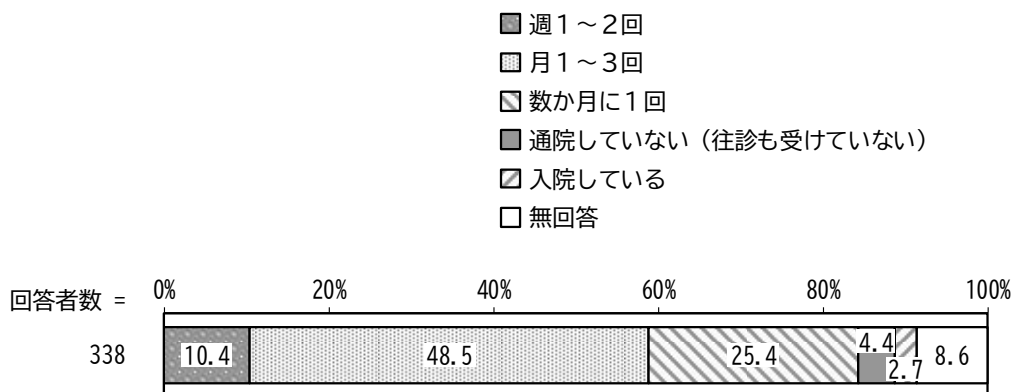
⑫ サービス利用に関して困っていることの有無

「困っていることがある」の割合が10.7%、「特に困っていることはない」の割合が83.0%となっています。



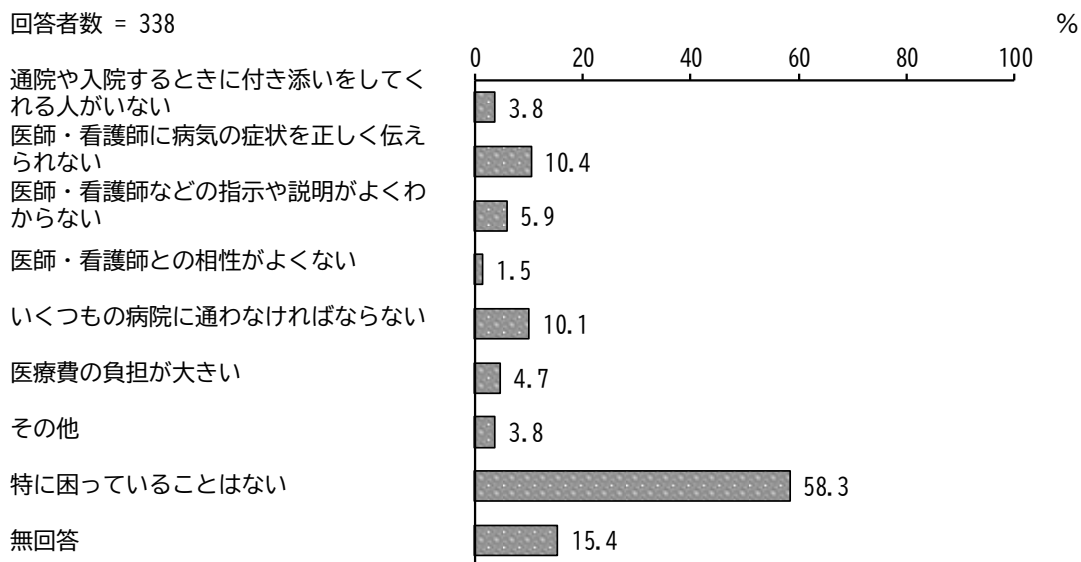
⑬ 通院の頻度について

「月1～3回」の割合が48.5%と最も高く、次いで「数か月に1回」の割合が25.4%、「週1～2回」の割合が10.4%となっています。



⑭ 医療を受ける上で困っていることについて

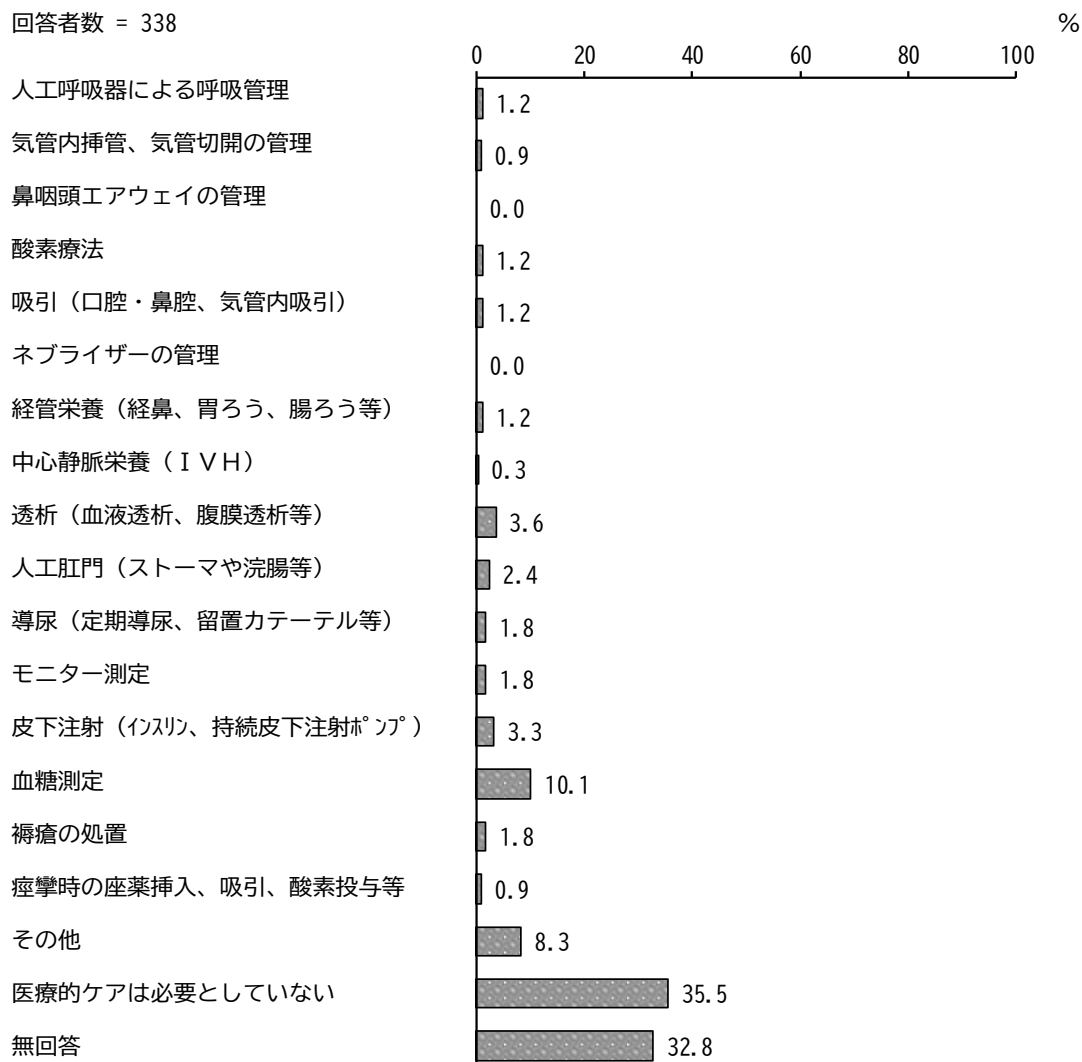
「特に困っていることはない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「医師・看護師に病気の症状を正しく伝えられない」の割合が10.4%、「いくつもの病院に通わなければならない」の割合が10.1%となっています。



⑮ 受けている医療的ケアについて

「医療的ケアは必要としていない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「血糖測定」の割合が10.1%となっています。

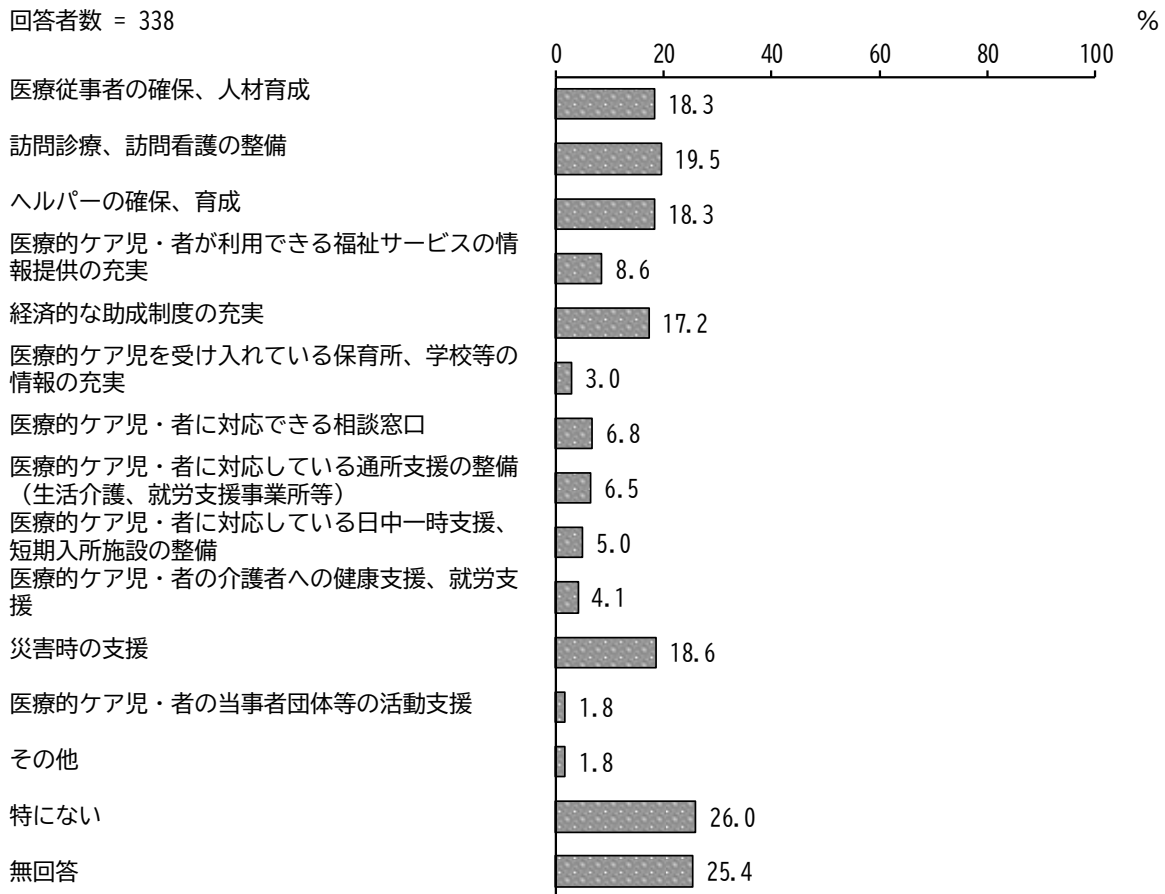
回答者数 = 338



⑯ 医療的ケアの充実について

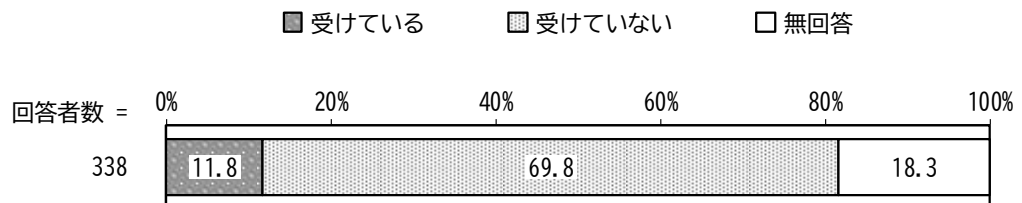
「特にない」の割合が26.0%と最も高く、次いで「訪問診療、訪問看護の整備」の割合が19.5%、「災害時の支援」の割合が18.6%となっています。

回答者数 = 338



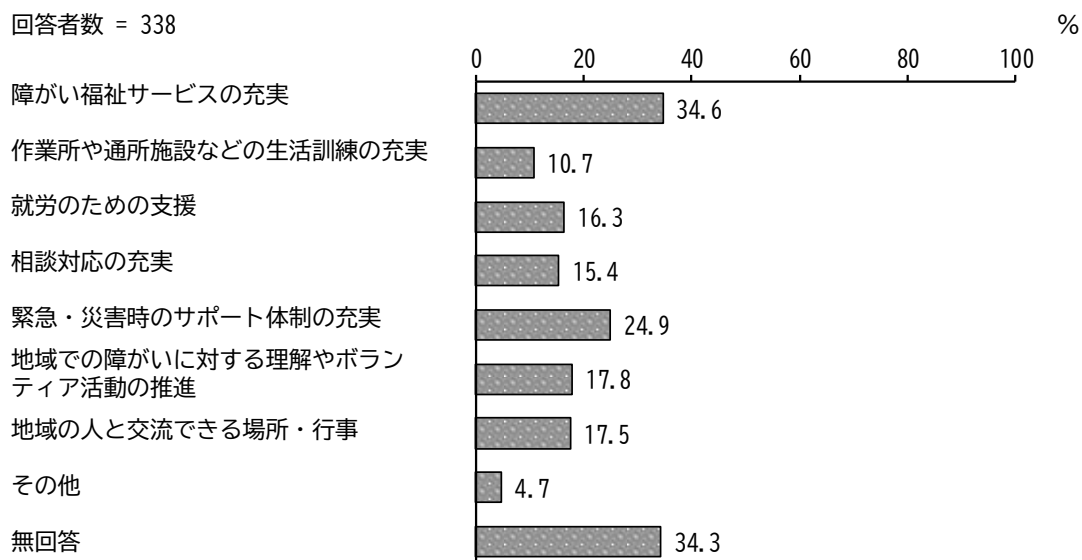
⑰ 難病医療費助成制度を受けているか

「受けている」の割合が11.8%、「受けていない」の割合が69.8%となっています。



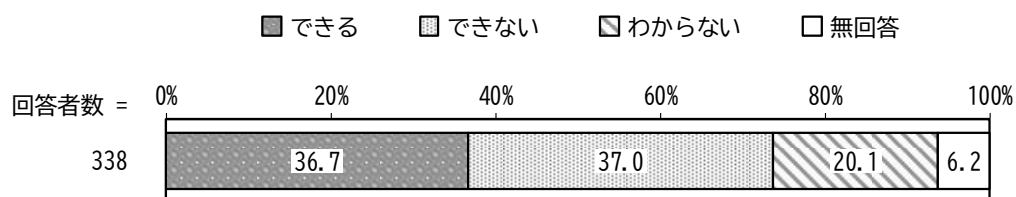
⑱ 地域での生活に必要なことについて

「障がい福祉サービスの充実」の割合が34.6%と最も高く、次いで「緊急・災害時のサポート体制の充実」の割合が24.9%、「地域での障がいに対する理解やボランティア活動の推進」の割合が17.8%となっています。



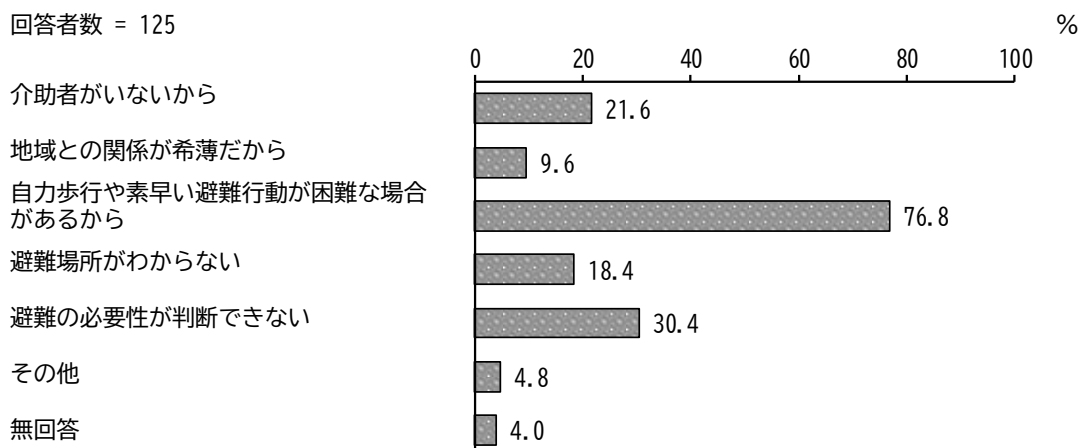
⑲ 災害発生時に一人で避難することができるかについて

「できない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「できる」の割合が36.7%、「わからない」の割合が20.1%となっています。



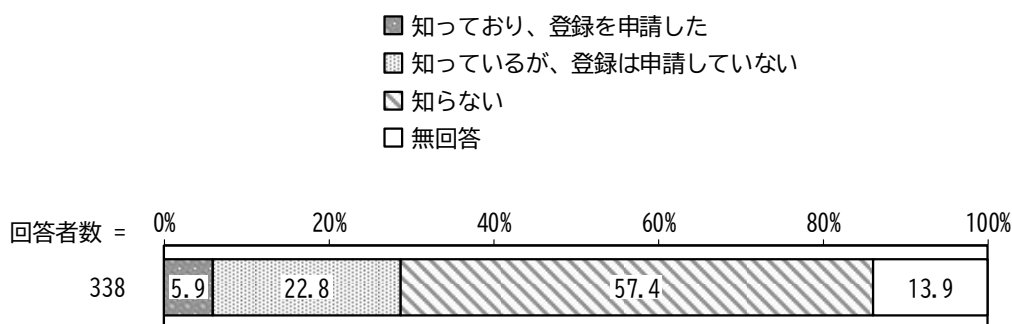
⑩ 避難するのに困ることについて

「自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるから」の割合が76.8%と最も高く、次いで「避難の必要性が判断できない」の割合が30.4%、「介助者がいないから」の割合が21.6%となっています。



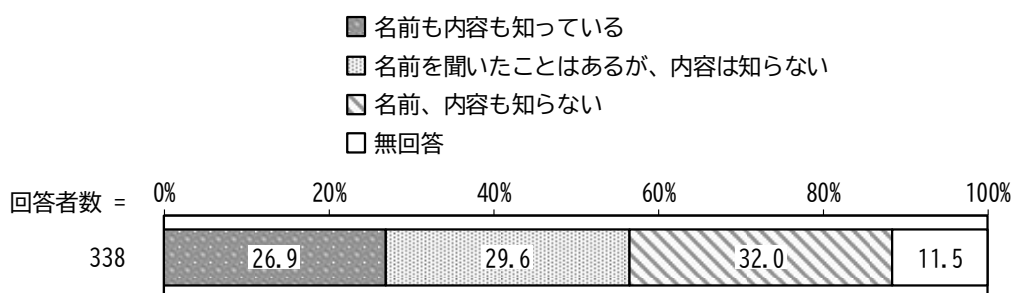
⑪ 災害時要援護者避難支援制度を知っているか

「知らない」の割合が57.4%と最も高く、次いで「知っているが、登録は申請していない」の割合が22.8%となっています。



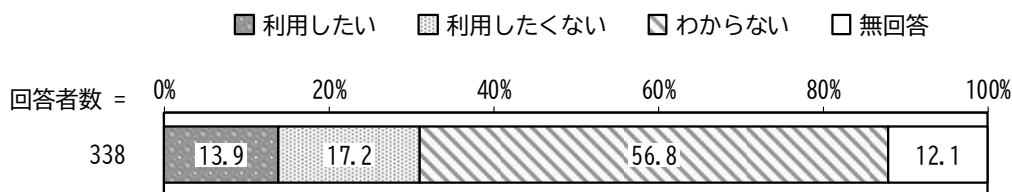
⑫ 成年後見制度を知っているかについて

「名前、内容も知らない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が29.6%、「名前も内容も知っている」の割合が26.9%となっています。



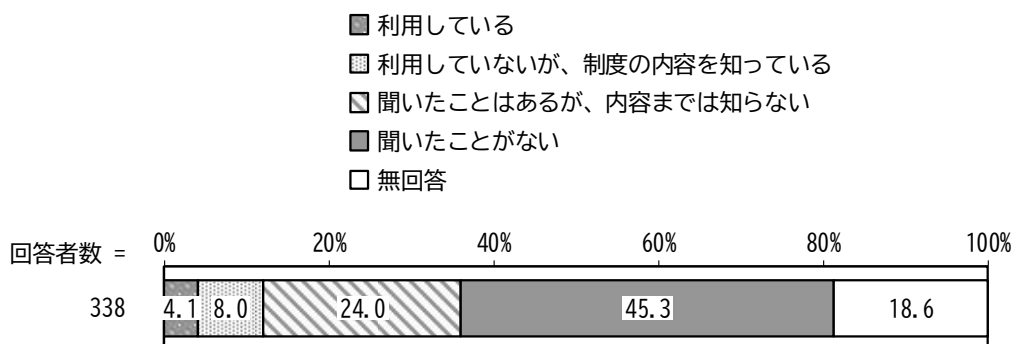
②③ 成年後見制度を利用したいかについて

「わからない」の割合が56.8%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が17.2%、「利用したい」の割合が13.9%となっています。



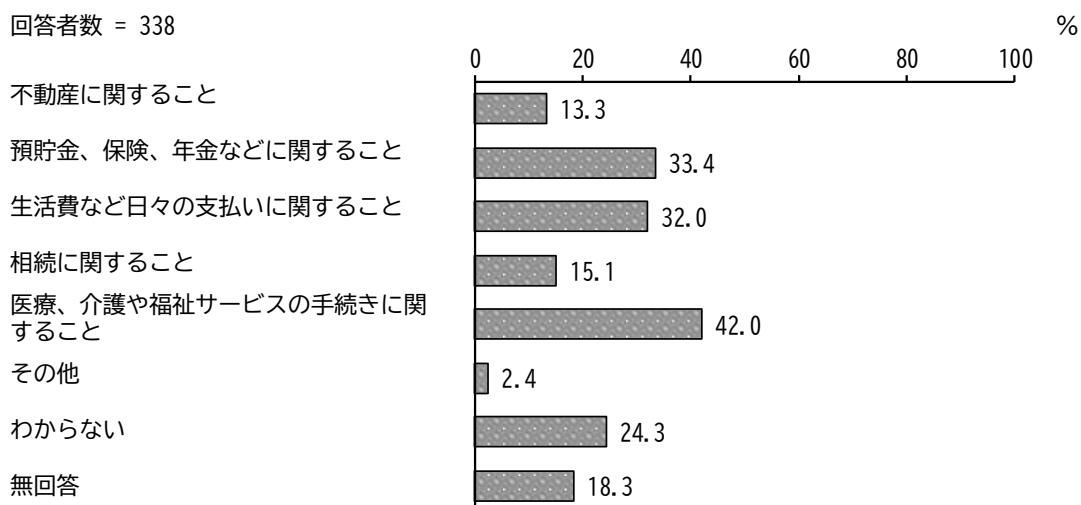
②④ 日常生活自立支援事業を知っているかについて

「聞いたことがない」の割合が45.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が24.0%となっています。



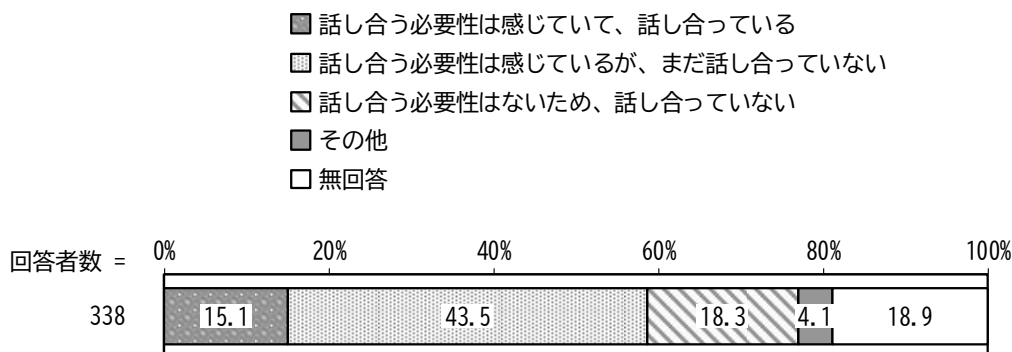
②⑤ 障がいや認知症などで判断能力が低下した場合に支援してほしいこと

「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」の割合が42.0%と最も高く、次いで「預貯金、保険、年金などに関すること」の割合が33.4%、「生活費など日々の支払いに関すること」の割合が32.0%となっています。



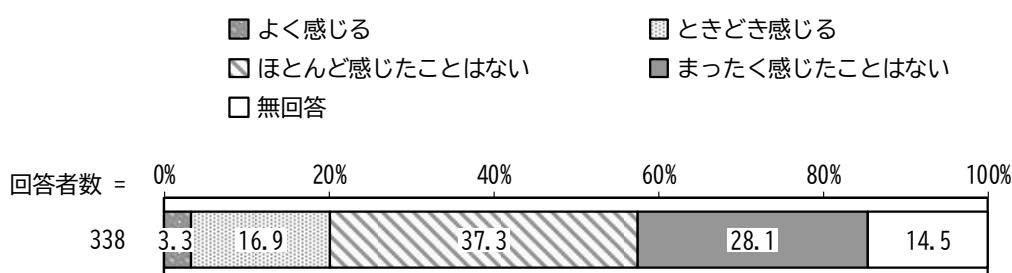
②⑥ 介護者がいなくなった場合の生活に関する話し合いについて

「話し合う必要性は感じているが、まだ話し合っていない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「話し合う必要性はないため、話し合っていない」の割合が18.3%、「話し合う必要性は感じていて、話し合っている」の割合が15.1%となっています。



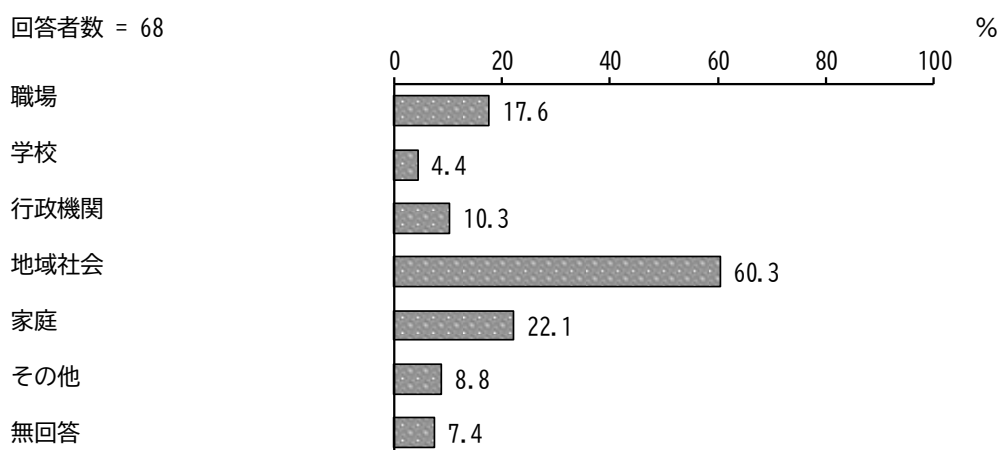
②⑦ 差別や偏見・疎外感を感じる可能性があるかについて

「ほとんど感じたことはない」の割合が37.3%と最も高く、次いで「まったく感じたことはない」の割合が28.1%、「ときどき感じる」の割合が16.9%となっています。



②⑧ 差別や偏見・疎外感を感じる場面について

「地域社会」の割合が60.3%と最も高く、次いで「家庭」の割合が22.1%、「職場」の割合が17.6%となっています。

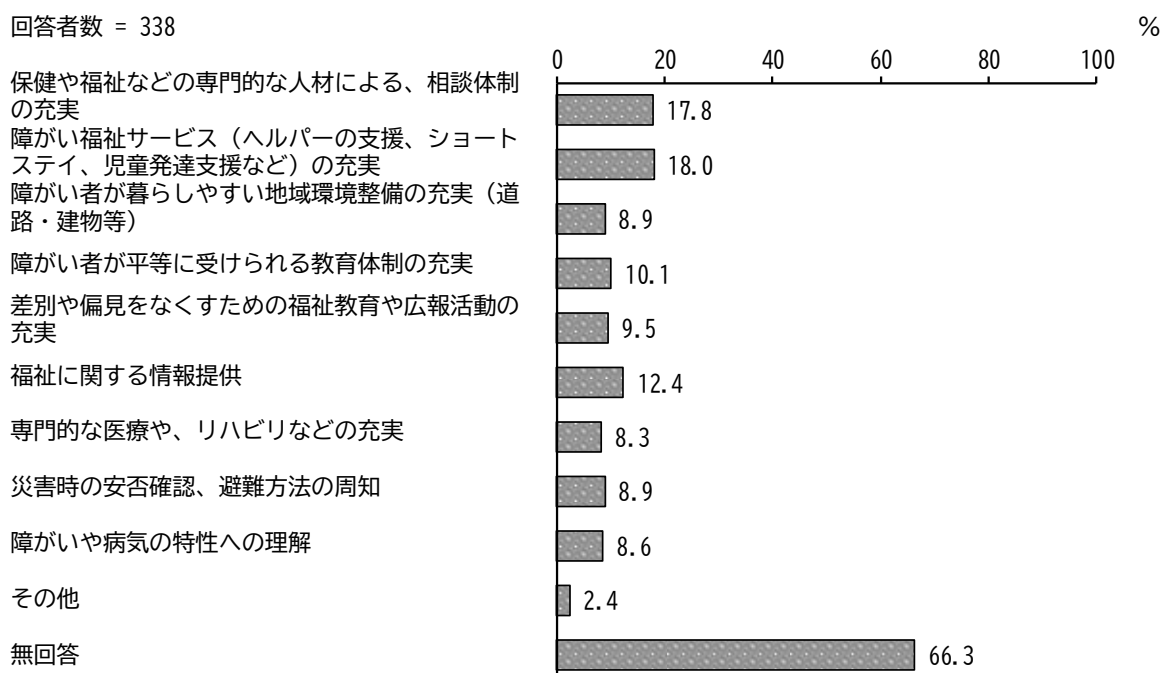


② 障がいのある方にとって充実させているもの、必要なものについて

1 充実しているもの

「障がい福祉サービス（ヘルパーの支援、ショートステイ、児童発達支援など）の充実」の割合が18.0%と最も高く、次いで「保健や福祉などの専門的な人材による、相談体制の充実」の割合が17.8%、「福祉に関する情報提供」の割合が12.4%となっています。

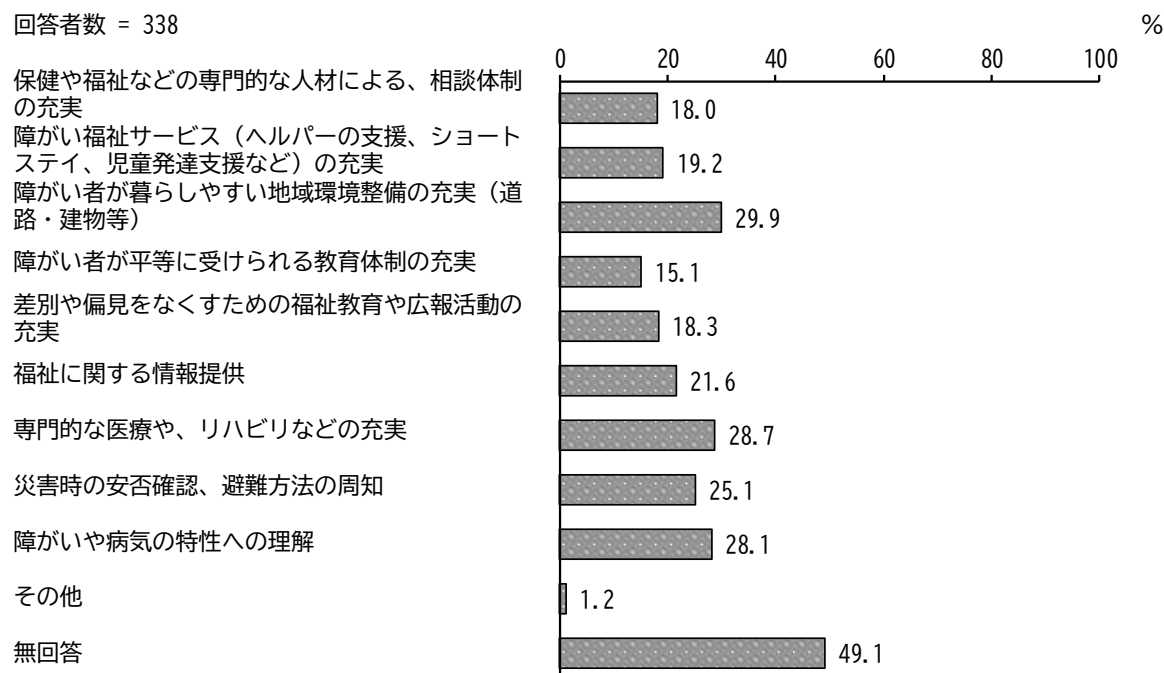
回答者数 = 338



2 今後必要なもの

「障がい者が暮らしやすい地域環境整備の充実（道路・建物等）」の割合が29.9%と最も高く、次いで「専門的な医療や、リハビリなどの充実」の割合が28.7%、「障がいや病気の特徴への理解」の割合が28.1%となっています。

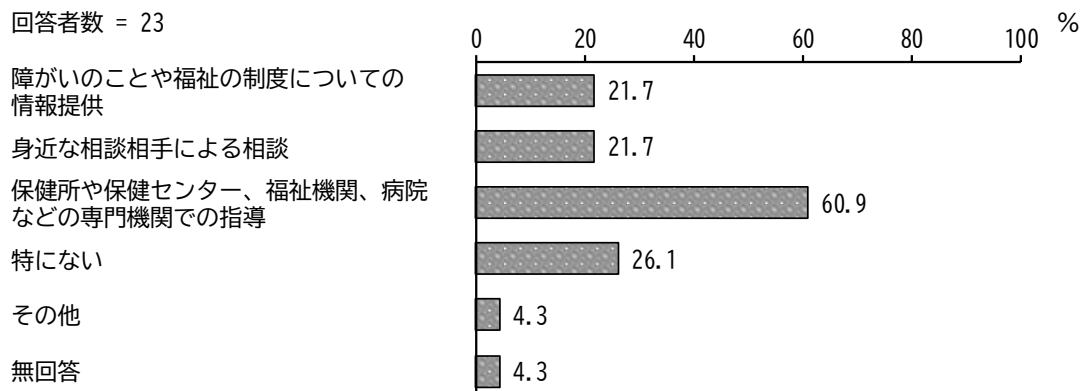
回答者数 = 338



2) 18歳未満

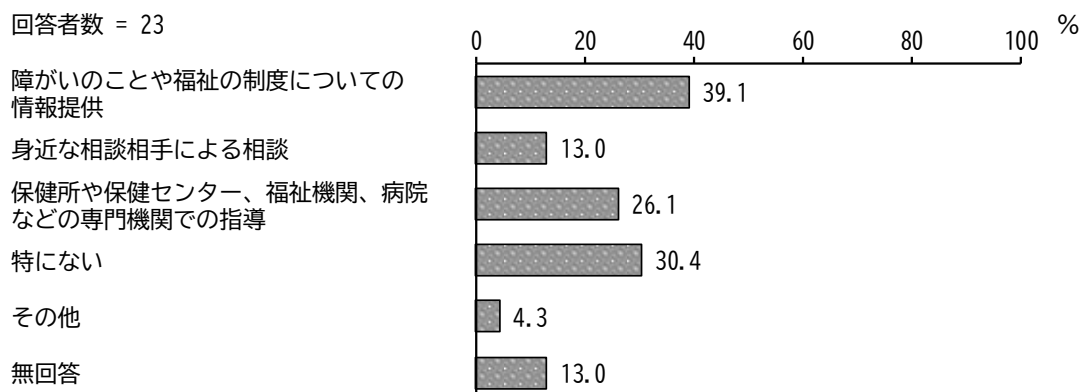
① 障がいの診断・判定を受けた頃、受けた手助けについて

「保健所や保健センター、福祉機関、病院などの専門機関での指導」の割合が60.9%と最も高く、次いで「特にない」の割合が26.1%、「障がいのことや福祉の制度についての情報提供」、「身近な相談相手による相談」の割合が21.7%となっています。



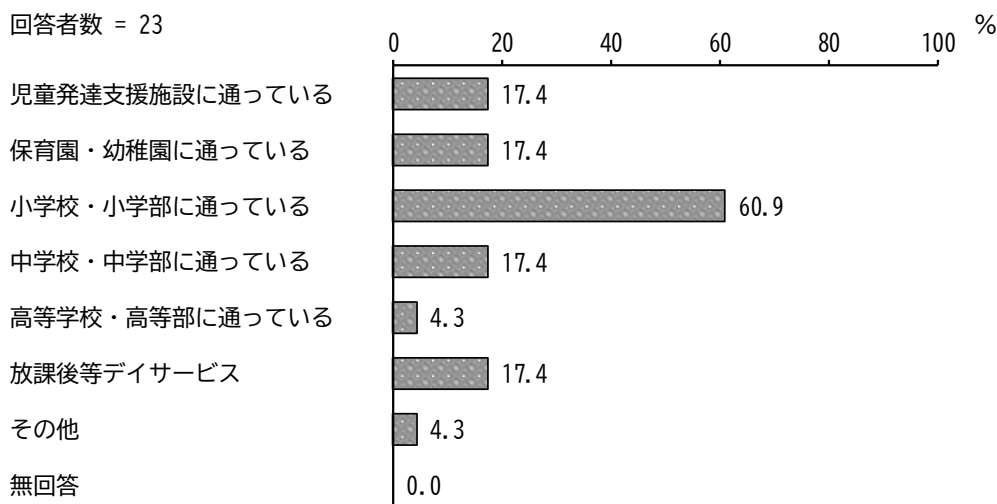
② 障がいの診断・判定を受けた頃、あれば良かったと思う手助けについて

「障がいのことや福祉の制度についての情報提供」の割合が39.1%と最も高く、次いで「特にない」の割合が30.4%、「保健所や保健センター、福祉機関、病院などの専門機関での指導」の割合が26.1%となっています。



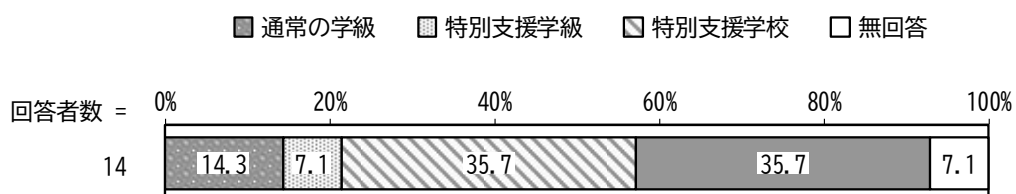
③ 日中の過ごし方について

「小学校・小学部に通っている」の割合が60.9%と最も高く、次いで「児童発達支援施設に通っている」、「保育園・幼稚園に通っている」、「中学校・中学部に通っている」の割合が17.4%となっています。



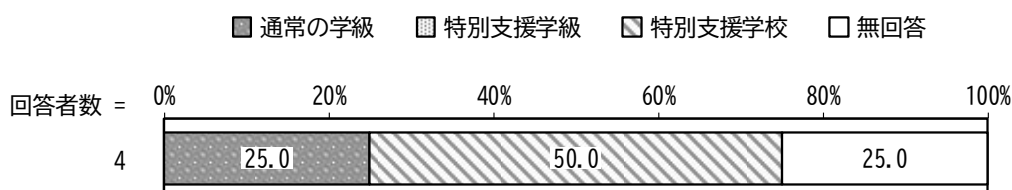
1 小学校・小学部の学級

「特別支援学級」、「特別支援学校」の割合が35.7%と最も高く、次いで「通常の学級」の割合が14.3%となっています。



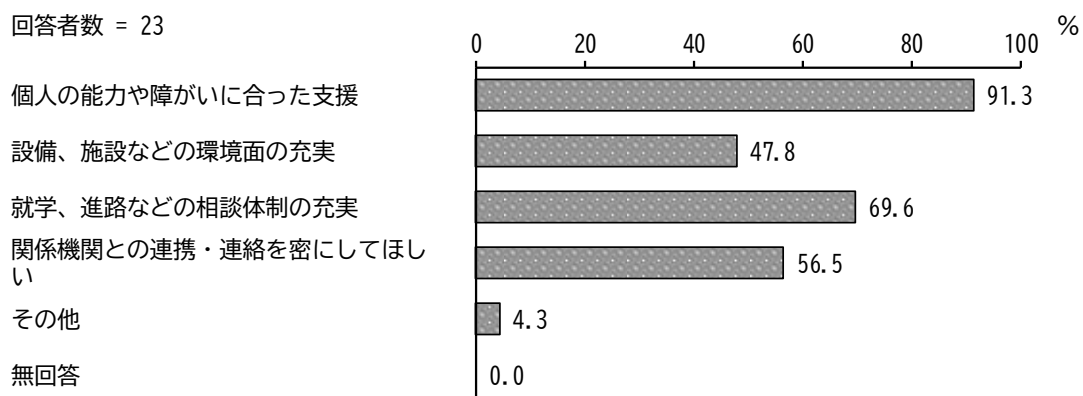
2 中学校・中学部の学級

「特別支援学校」が2件となっています。「通常の学級」が1件となっています。



④ 学校生活に期待するものについて

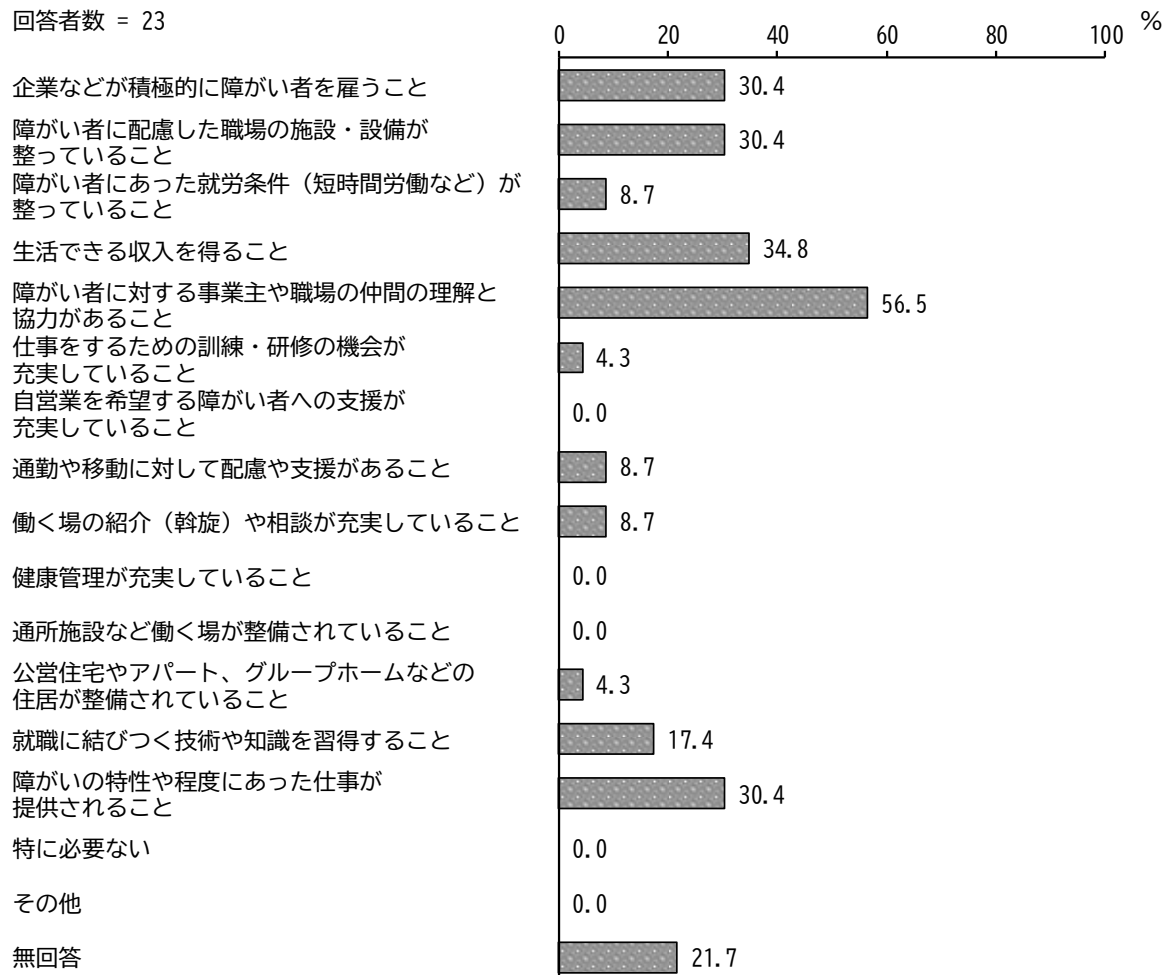
「個人の能力や障がいに合った支援」の割合が91.3%と最も高く、次いで「就学、進路などの相談体制の充実」の割合が69.6%、「関係機関との連携・連絡を密にしてほしい」の割合が56.5%となっています。



⑤ 障がいのある方が働くために必要なことについて

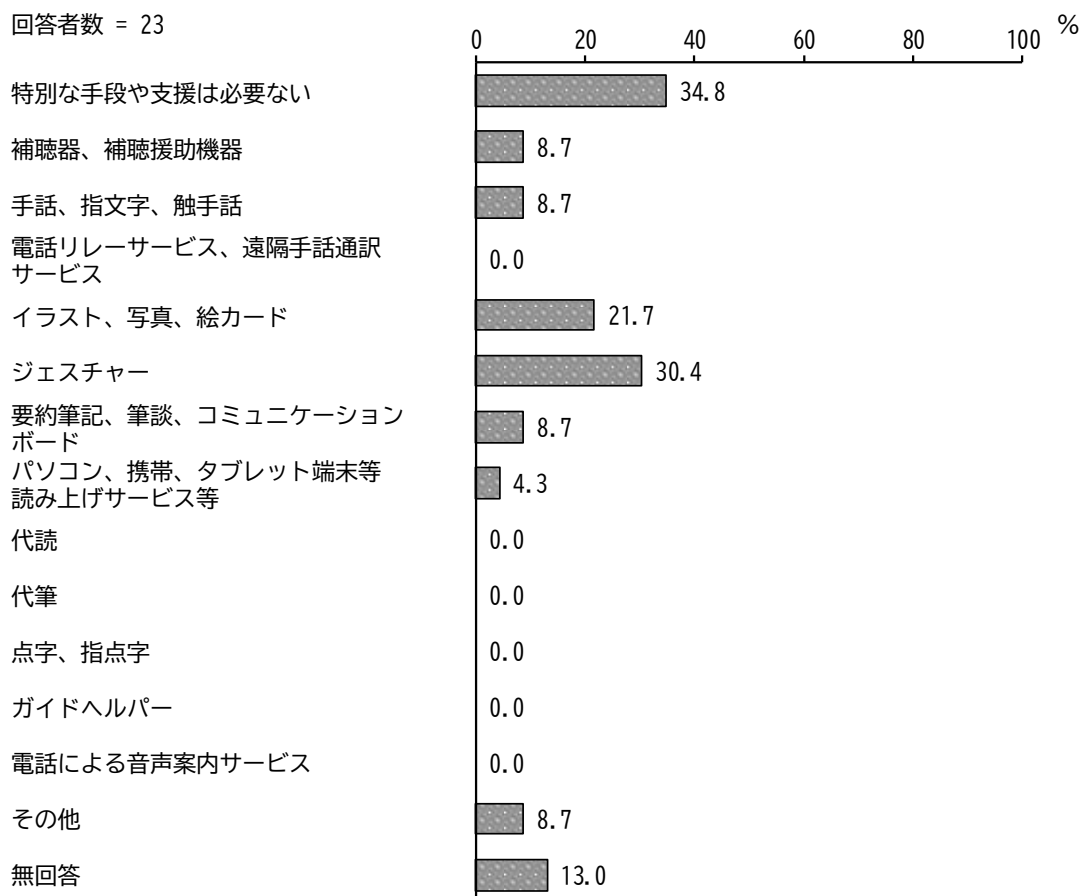
「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が56.5%と最も高く、次いで「生活できる収入を得ること」の割合が34.8%、「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」の割合が30.4%となっています。

回答者数 = 23



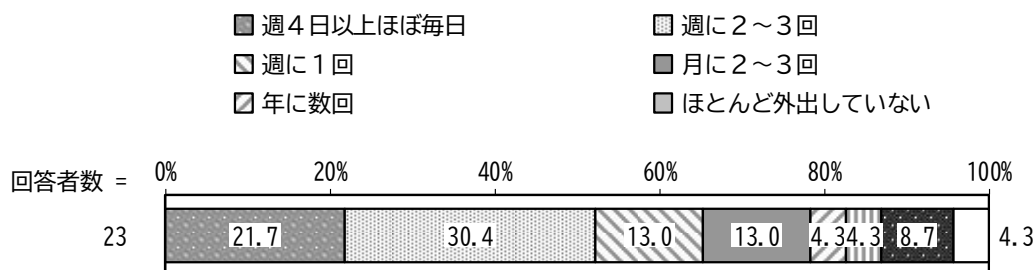
⑥ コミュニケーションをとる時に利用する意思疎通手段、支援について

「特別な手段や支援は必要ない」の割合が34.8%と最も高く、次いで「ジェスチャー」の割合が30.4%、「イラスト、写真、絵カード」の割合が21.7%となっています。



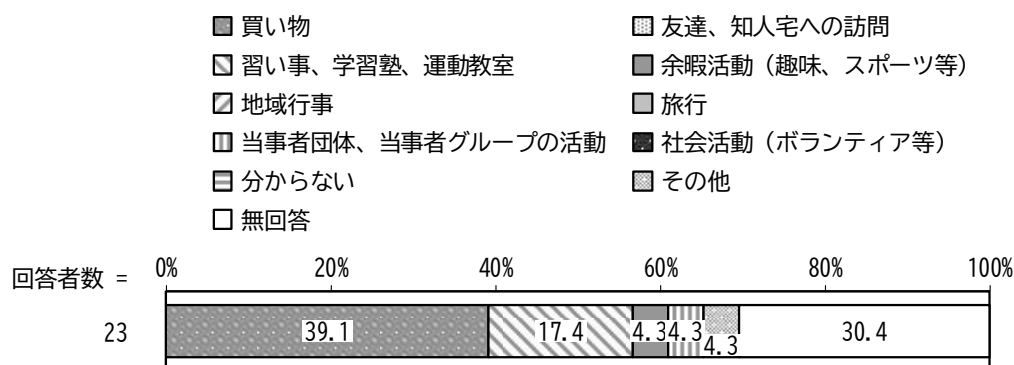
⑦ 外出の頻度について

「週に2～3回」の割合が30.4%と最も高く、次いで「週4日以上ほぼ毎日」の割合が21.7%、「週に1回」、「月に2～3回」の割合が13.0%となっています。



⑧ 外出の目的について

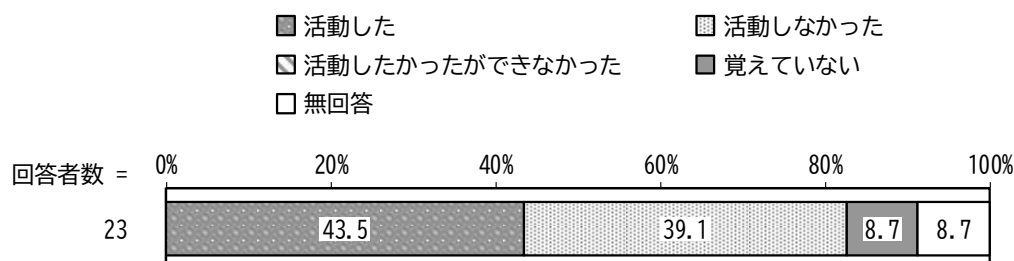
「買い物」の割合が39.1%と最も高く、次いで「習い事、学習塾、運動教室」の割合が17.4%となっています。



⑨ 余暇活動、スポーツ、趣味、学習や社会活動等への参加について

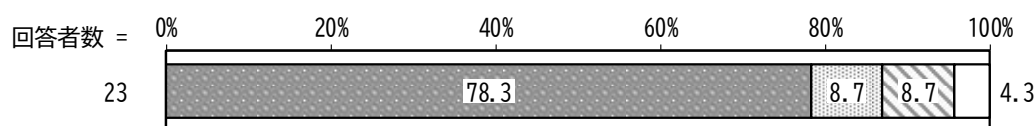
1 スポーツ観戦 (テレビやラジオの観戦も含む)

「活動した」の割合が43.5%と最も高く、次いで「活動しなかった」の割合が39.1%となっています。



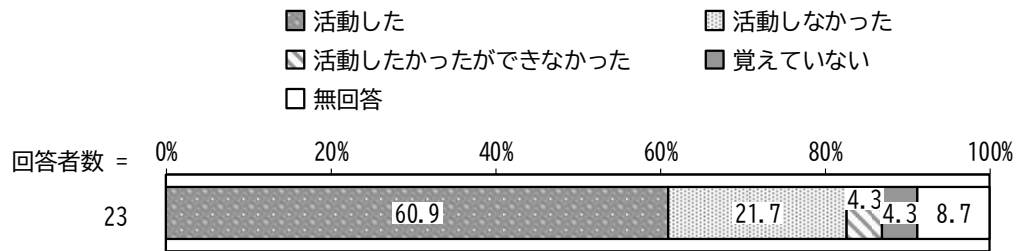
2 スポーツ、レクリエーション、余暇活動 スポーツ教室 (サッカー、野球、武道等) 軽い運動を含む身体活動、ゲーム、インターネット、YouTube 等の閲覧、遊び

「活動した」の割合が78.3%と最も高くなっています。



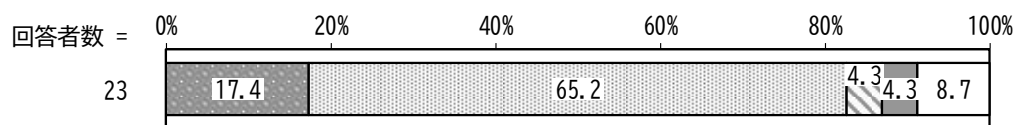
3 文化芸術（音楽、美術、映画等）の鑑賞

「活動した」の割合が60.9%と最も高く、次いで「活動しなかった」の割合が21.7%となっています。



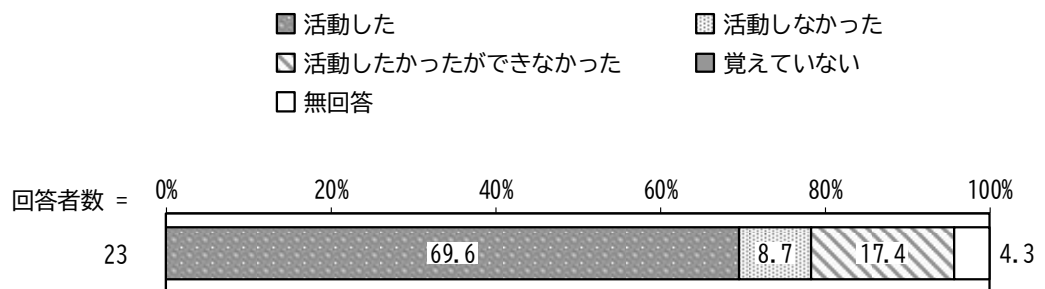
4 文化芸術活動 書道、音楽教室（ピアノ教室等） 絵画教室 等

「活動しなかった」の割合が65.2%と最も高く、次いで「活動した」の割合が17.4%となっています。



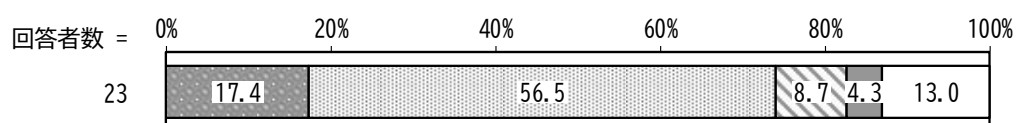
5 旅行、キャンプ等の活動

「活動した」の割合が69.6%と最も高く、次いで「活動したかったができなかった」の割合が17.4%となっています。



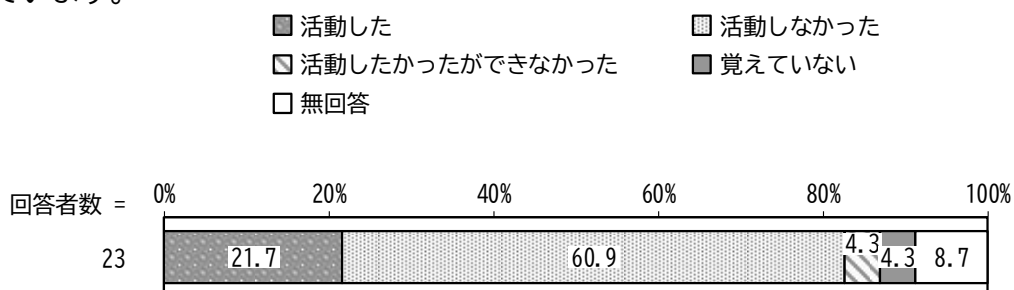
6 ボランティア等の社会活動（草むしりやごみ拾い等）

「活動しなかった」の割合が56.5%と最も高く、次いで「活動した」の割合が17.4%となっています。



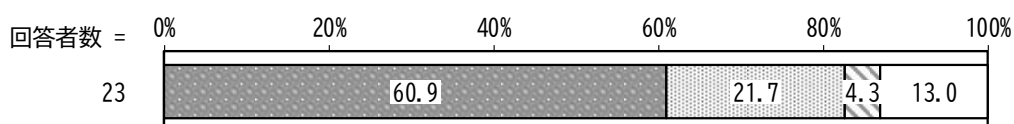
7 当事者団体、当事者グループの活動（障害者団体でのイベント等）

「活動しなかった」の割合が60.9%と最も高く、次いで「活動した」の割合が21.7%となっています。



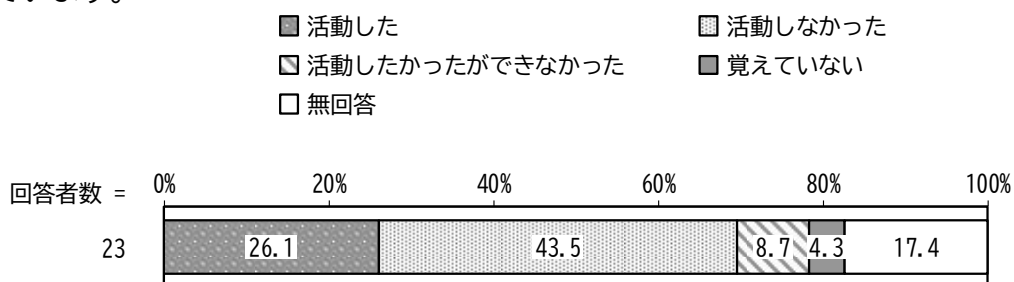
8 地域行事（こども会、お祭り等）

「活動した」の割合が60.9%と最も高く、次いで「活動しなかった」の割合が21.7%となっています。



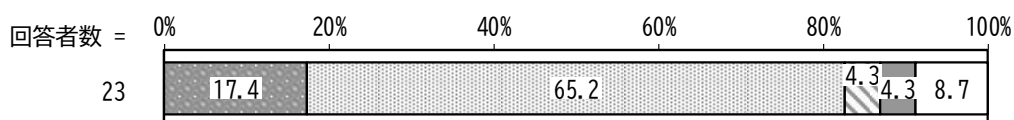
9 学習活動 学習塾、幼児教室、通信学習、英語教室、そろばん 等

「活動しなかった」の割合が43.5%と最も高く、次いで「活動した」の割合が26.1%となっています。



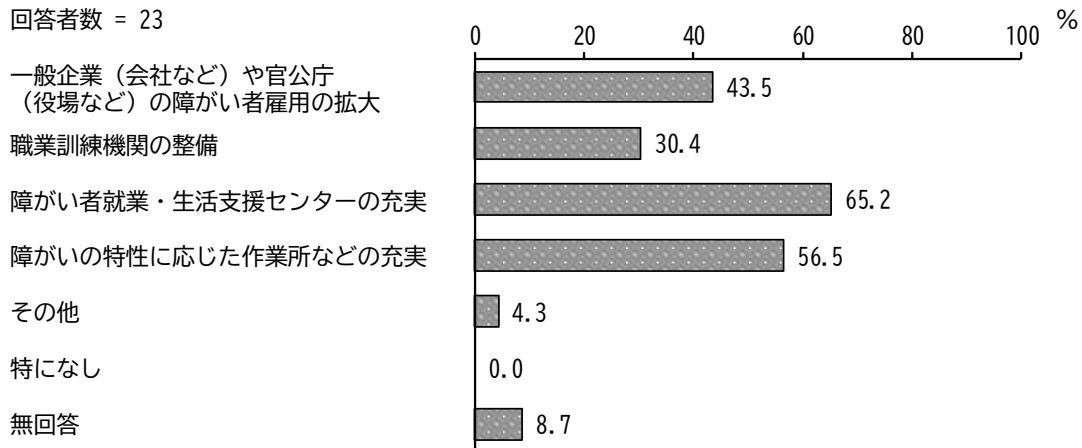
10 講座や教室、セミナー等学習活動（障がいの理解を深める勉強会等）

「活動しなかった」の割合が65.2%と最も高く、次いで「活動した」の割合が17.4%となっています。



⑩ 学校教育終了後の進路支援に関する福祉施策の要望について

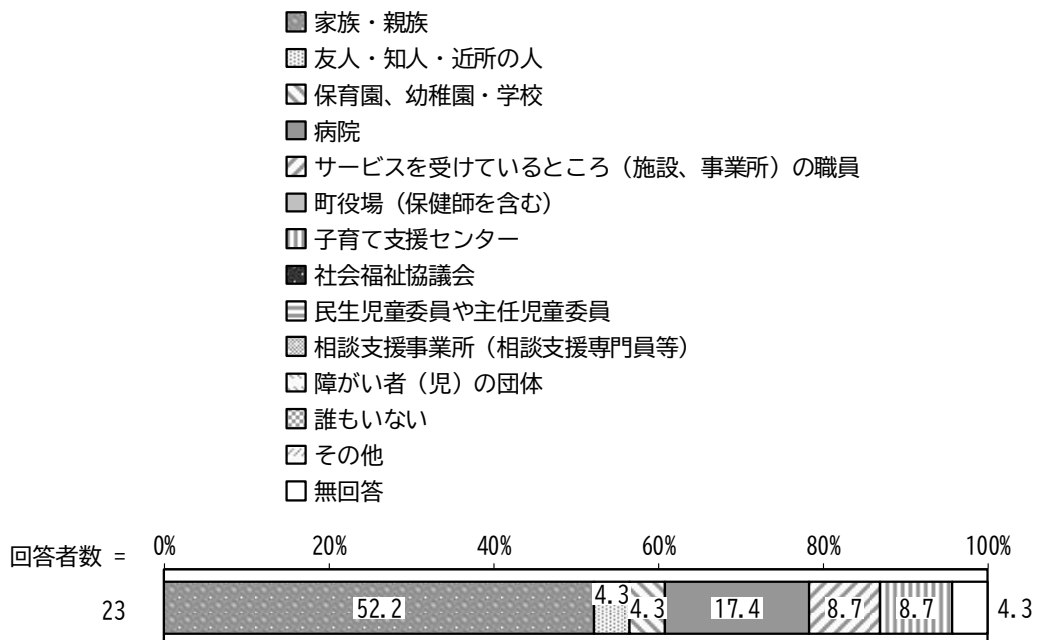
「障がい者就業・生活支援センターの充実」の割合が65.2%と最も高く、次いで「障がいの特性に応じた作業所などの充実」の割合が56.5%、「一般企業（会社など）や官公庁（役場など）の障がい者雇用の拡大」の割合が43.5%となっています。



⑪ 悩みや困ったことの相談者について

1 番目の相談者

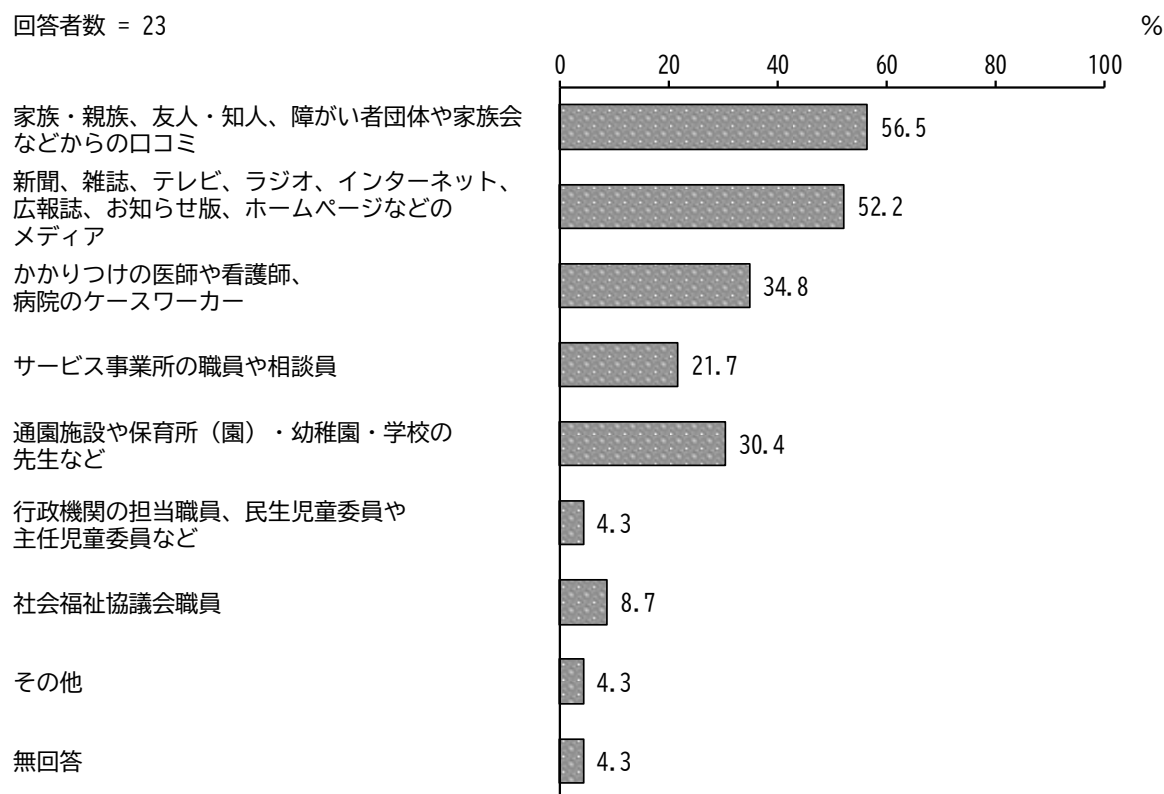
「家族・親族」の割合が52.2%と最も高く、次いで「病院」の割合が17.4%となっています。



⑫ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を得る手段について

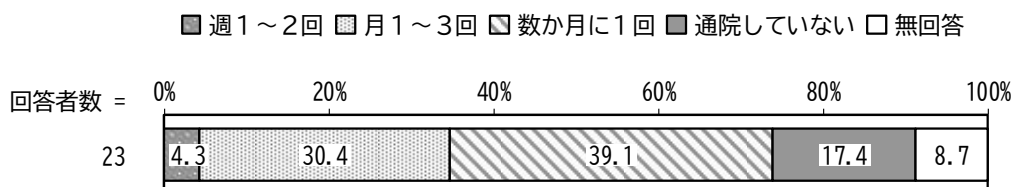
「家族・親族、友人・知人、障がい者団体や家族会などからの口コミ」の割合が56.5%と最も高く、次いで「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、広報誌、お知らせ版、ホームページなどのメディア」の割合が52.2%、「かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー」の割合が34.8%となっています。

回答者数 = 23



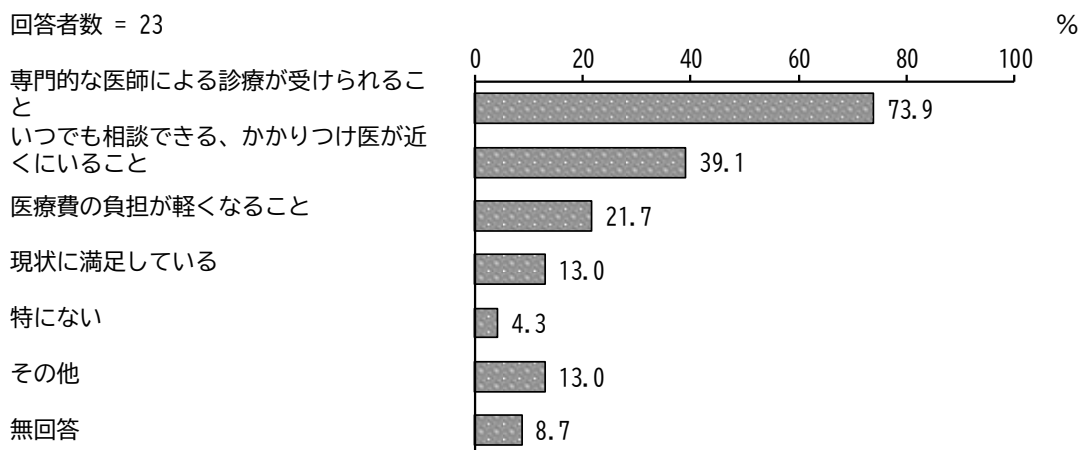
⑬ 通院の頻度について

「数か月に1回」の割合が39.1%と最も高く、次いで「月1～3回」の割合が30.4%、「通院していない」の割合が17.4%となっています。



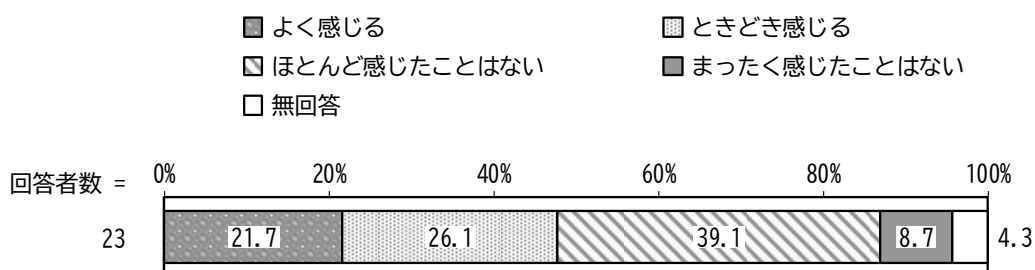
⑭ 医療への要望について

「専門的な医師による診療が受けられること」の割合が73.9%と最も高く、次いで「いつでも相談できる、かかりつけ医が近くにいること」の割合が39.1%、「医療費の負担が軽くなること」の割合が21.7%となっています。



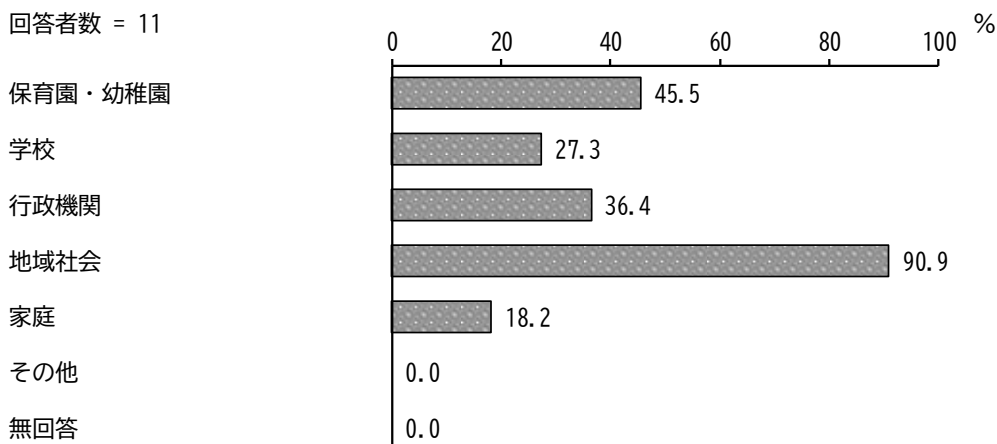
⑮ 日常生活で差別や偏見・疎外感を感じるかについて

「ほとんど感じたことはない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「ときどき感じる」の割合が26.1%、「よく感じる」の割合が21.7%となっています。



⑯ 差別や偏見・疎外感を感じる場面について

「地域社会」の割合が90.9%と最も高く、次いで「保育園・幼稚園」の割合が45.5%、「行政機関」の割合が36.4%となっています。

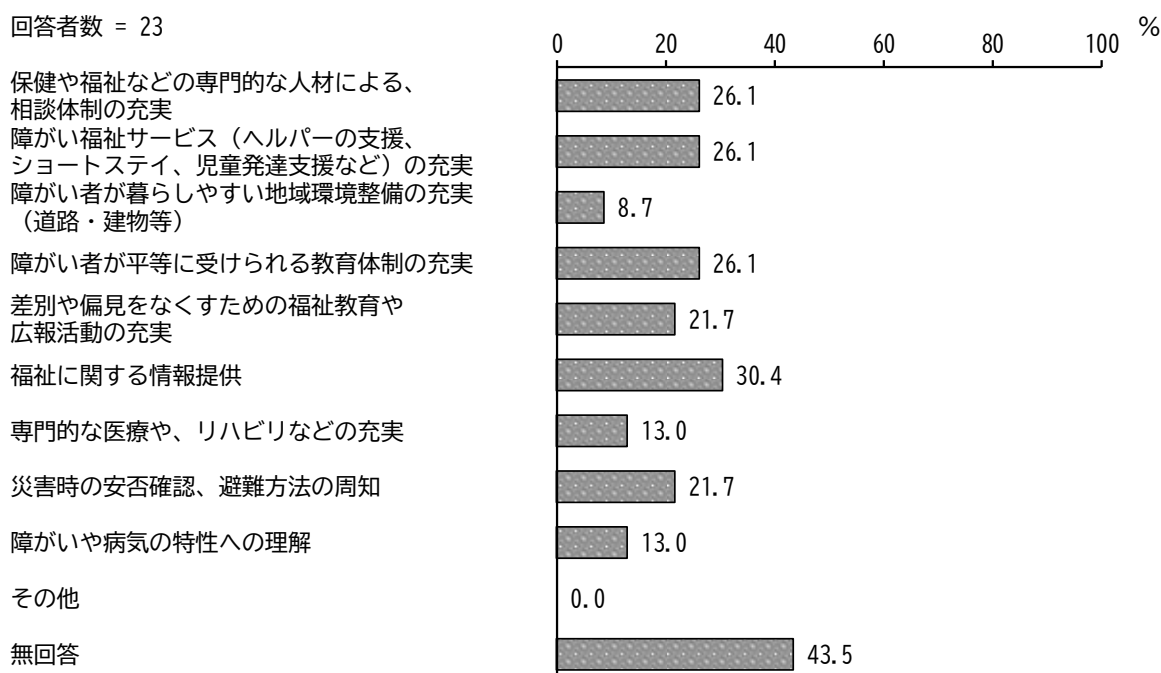


⑰ 障がいのある方にとって充実させているもの、必要なものについて

1 充実しているもの

「福祉に関する情報提供」の割合が30.4%と最も高く、次いで「保健や福祉などの専門的な人材による、相談体制の充実」、「障がい福祉サービス（ヘルパーの支援、ショートステイ、児童発達支援など）の充実」、「障がい者が平等に受けられる教育体制の充実」の割合が26.1%となっています。

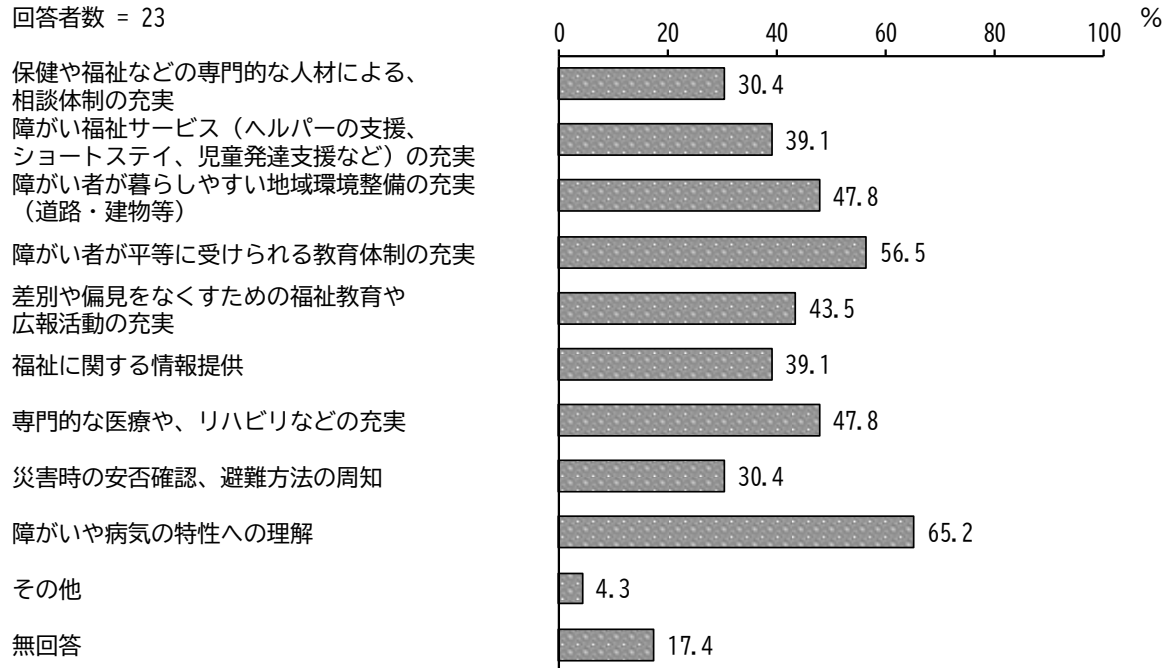
回答者数 = 23



2 今後必要なもの

「障がいや病気の特性への理解」の割合が65.2%と最も高く、次いで「障がい者が平等に受けられる教育体制の充実」の割合が56.5%、「障がい者が暮らしやすい地域環境整備の充実(道路・建物等)」、「専門的な医療や、リハビリなどの充実」の割合が47.8%となっています。

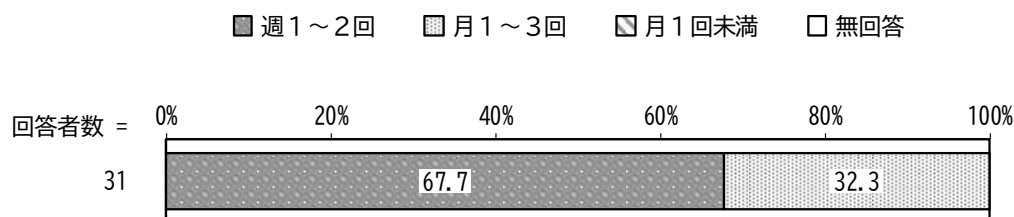
回答者数 = 23



3) 利用者

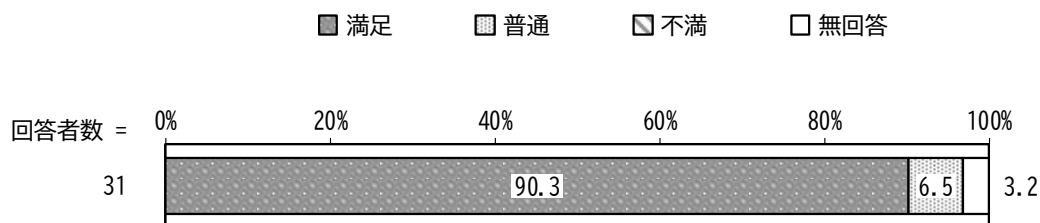
① 親子教室や放課後等デイサービスの利用頻度について

「週1～2回」の割合が67.7%と最も高く、次いで「月1～3回」の割合が32.3%となっています。



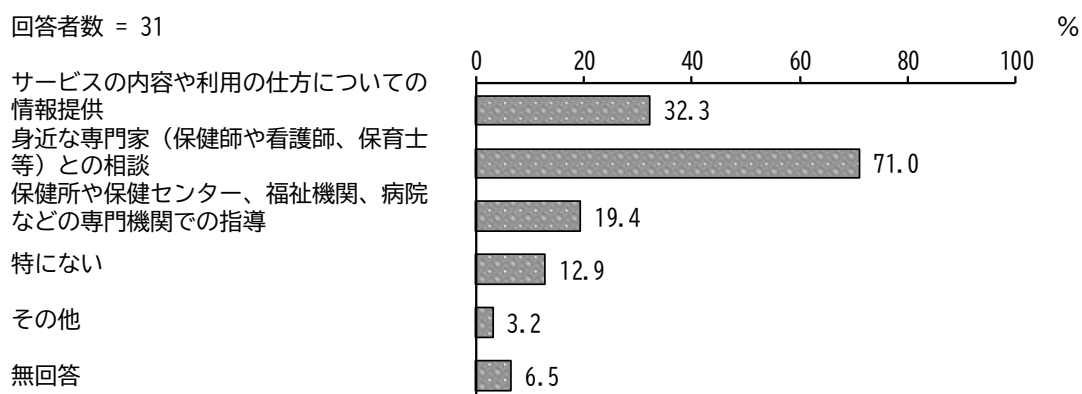
② 親子教室や放課後等デイサービスの満足度について

「満足」の割合が90.3%と最も高くなっています。



③ 親子教室や放課後等デイサービスを利用する前に受けた手助けについて

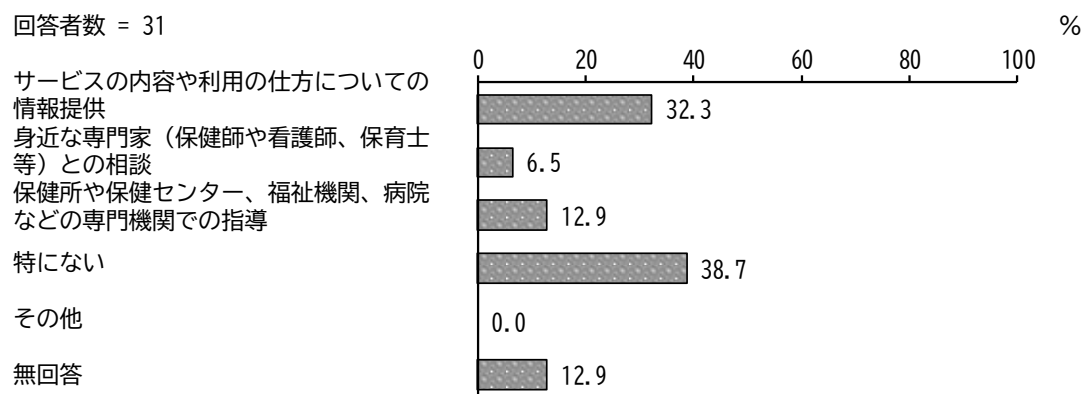
「身近な専門家（保健師や看護師、保育士等）との相談」の割合が71.0%と最も高く、次いで「サービスの内容や利用の仕方についての情報提供」の割合が32.3%、「保健所や保健センター、福祉機関、病院などの専門機関での指導」の割合が19.4%となっています。



④ 親子教室や放課後等デイサービスを利用する前にあれば良かったと思う
手助けについて

「特にない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「サービスの内容や利用の仕方についての情報提供」の割合が32.3%、「保健所や保健センター、福祉機関、病院などの専門機関での指導」の割合が12.9%となっています。

回答者数 = 31



3 町内事業所へのアンケート調査結果

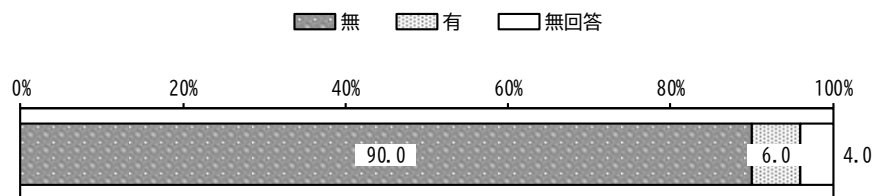
(1) 調査対象

本町事業所を対象に、48社からの回答をいただきました。

(2) アンケートの主な結果

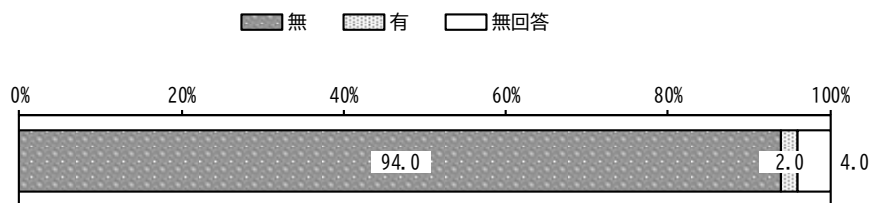
① 常用雇用障がい者枠の有無

常用障がい者雇用枠の有無についてみると、「常用障がい者雇用枠が無い」と回答した事業所が90%を占め、次いで「常用障がい者雇用枠がある」と回答した事業所が6%、「無回答」が4%となっています。



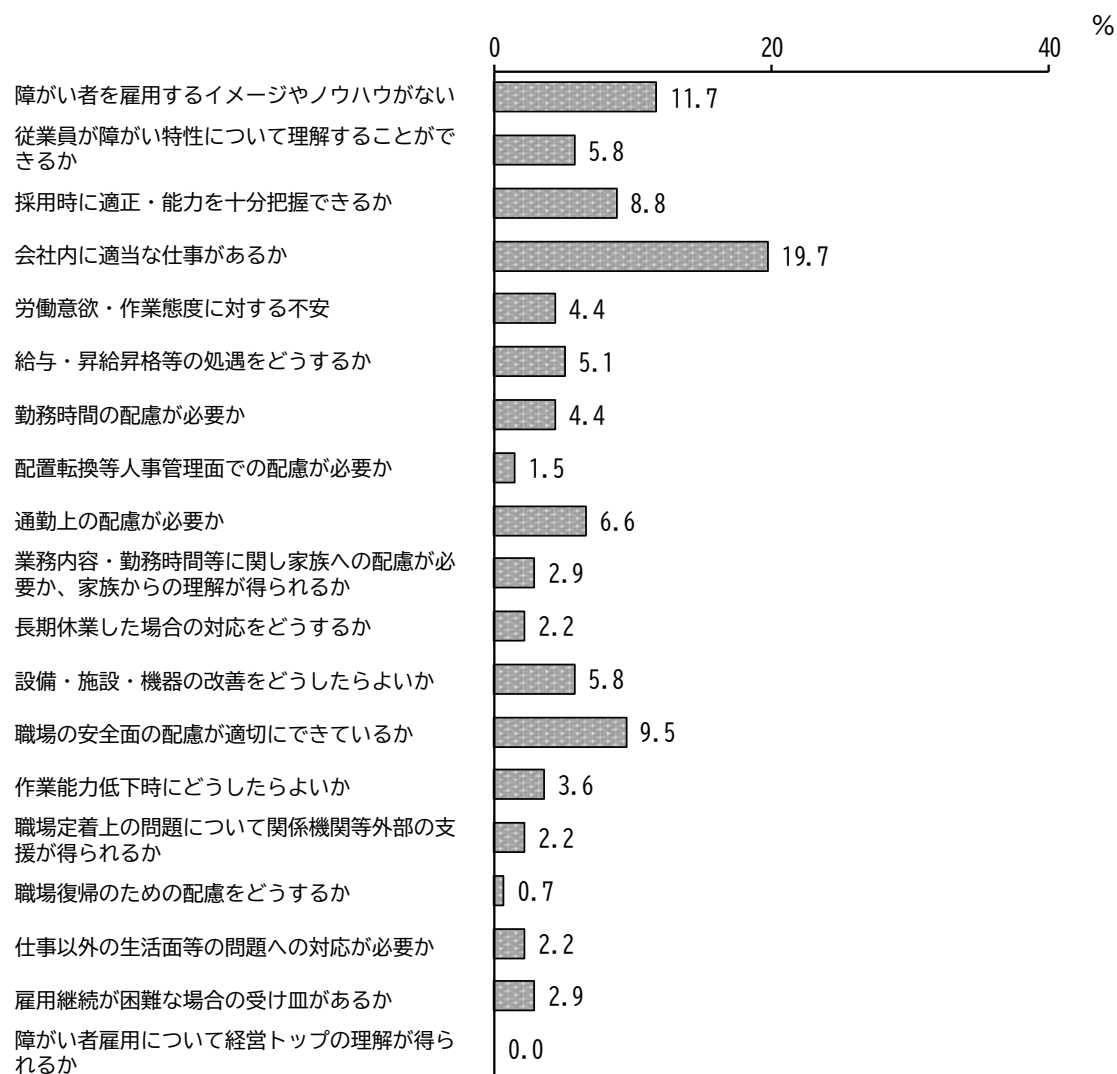
② 常用外雇用障がい者枠の有無

常用以外の障がい者雇用枠の有無についてみると、「常用以外の障がい者雇用枠が無い」と回答した事業所が94%を占め、「常用以内の障がい者雇用枠がある」と回答した事業所が2%、「無回答」が4%となっています。



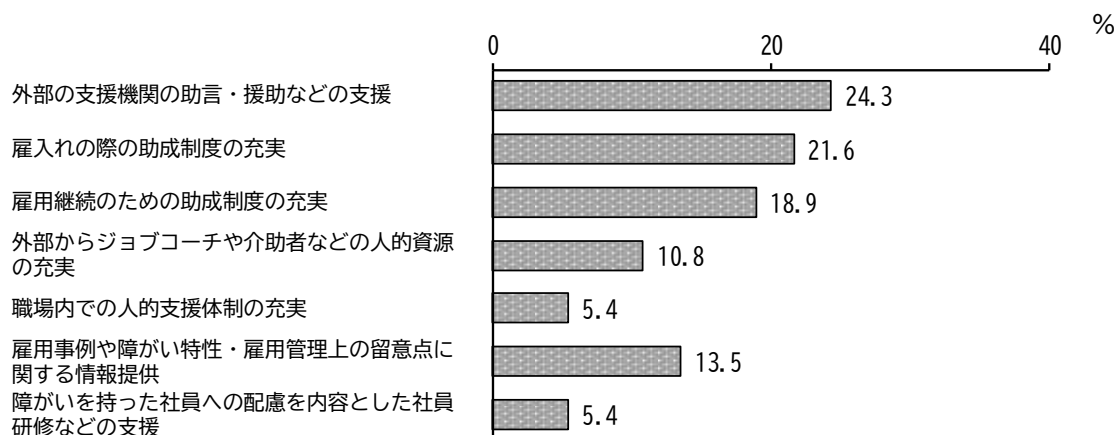
③ 障がい者雇用に関する雇用上の具体的な課題点や心配事について

雇用上の具体的な課題点や心配事項について、「会社内に適当な仕事があるか」が19.7%と最も高く、次いで「障がい者を雇用するイメージやノウハウがない」が11.7%、「職場の安全面の配慮が適切にできているか」が9.5%となっています。



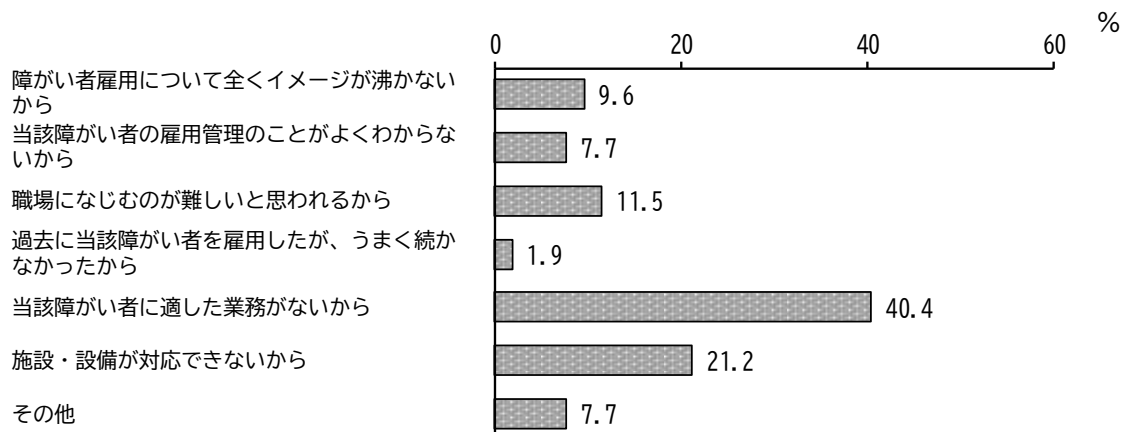
④ 障がい者雇用促進に向けて必要な施策について

今後、障がい者雇用を促進していくうえで必要な施策について、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が24.3%と最も高く、次いで「雇入れの際の助成制度の充実」が21.6%、「雇用継続のための助成制度の充実」が18.9%となっています。



⑤ 障がい者を雇用しない理由について

障がい者を雇用しない理由について、「当該障がい者に適した業務がないから」が40.4%と最も高く、次いで「施設・設備が対応できないから」が21.2%、「職場になじむのが難しいと思われるから」が11.5%となっています。



4 課題のまとめ

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進について

① 差別解消に向けた体制整備

○障がいのある人からは障がいへの理解が求められています。障がいに関する正しい知識を町民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

また、障がい者の人格と個性を尊重するために、さらに障がいに対する理解を促進することが重要であり、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの町民を対象にした福祉教育の充実を図るなど、心のバリアフリーに向けた取組が必要です。

○知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが必要です。

○障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

○障がいのある人からは様々な問題等に対する相談支援の充実が求められています。地域で暮らす障がいのある人が安心して生活できるよう、障がいの総合的な相談支援とともに、複雑化・複合化した課題へは高齢、子ども、生活困窮といった関係分野と連携し、包括的な相談支援体制の充実が必要です。

② 防災・防犯、感染症対策の推進

○今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安心・安全の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

○災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

○災害時に、障がいのある人や高齢者などに対して、地域のなかで情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりなど障がいの特性に応じた対応が必要です。

○地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がい者に対する防犯知識の普及、支援体制の充実が必要です。

③ やさしいまちづくりの推進

○障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

○鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていくことが必要です。

○外出支援や社会参加を促進していくため、障がい福祉サービス等の移動支援や交通費助成等の支援を充実する必要があります。

(2) 教育の充実について

① インクルーシブ教育の推進

○多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるために、関係機関とのさらなる連携が重要です。

○障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な学びの場のそれぞれの充実や連携を図っていく必要があります。

② 障がい児の子ども・子育て支援の充実

○障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう、関係機関等との連携を図りながら障がい児への子ども・子育て支援を充実していくことが必要です。

(3) 障がいのある人の生活支援と療育支援について

① 相談体制の充実

○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

○身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

② 障がい福祉サービスの充実

○福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、サービスの量的・質的な充実が求められています。

○障がいのある人の介助等を行っている家族に対して、相談やサービスの提供を適切に行うとともに、家事や家族の世話を行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

③ 身近な地域で医療や療育が受けられる体制づくり

○障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

○保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

○さまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制など、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

④ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。

○近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

(4) 雇用・就業の促進について

① 自立・社会参加に向けた就労の機会の拡大

○障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

○障がいのある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる農福連携への取組の検討が必要です。

② 就労系サービスの充実

○企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

○福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要です。

(5) スポーツ・文化芸術活動について

① スポーツ・文化芸術活動の推進

○生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

○今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

② 参加しやすい環境の整備

○障がいの状態や障がいのある人のニーズ等に応じた多様な学びの場や機会の充実を図ることが必要です。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、「第5次八百津町総合計画」において、杉原千畝氏を象徴する「人道精神」を、現在そして将来に向けて、町民が主体的に守り、引き継いでいく重要な精神であるとし、「八百津」といえば「人道のまち」、「人道のまち」といえば「八百津」、と想起されるような町を目指し、まちづくりをすすめています。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で様々な人とともに生き、安心して暮らしていくために必要な支援、また、就労や社会参加など障がいのある人の意思を尊重した支援に地域ぐるみで取り組み、地域で共生するまちづくりをすすめていくことが重要となります。

第5次八百津町障がい者福祉計画では、「すべての町民が 障がいの有無にかかわらず 等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され 地域で共生するまちの実現」を基本理念とし、計画を推進しており、本計画においても、杉原千畝氏に由来する「人道精神」を踏まえ、この基本理念を継承し、計画を推進します。

【 基 本 理 念 】

**すべての町民が 障がいの有無にかかわらず
等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され
地域で共生するまちの実現**

2 基本目標

基本目標1 障がい者にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人とない人との相互理解や、障がいへの正しい理解を促進するため、啓発活動や交流機会の拡大を推進し、全ての人々が安心して生活できる地域づくりを進めます。

また、快適な生活環境を整えるため、すべての人にやさしいまちを目指し、建物、公園、公共交通機関、道路等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進していきます。

障がい者にとっての安心・安全を確保するため、防災対策を充実させることも重要です。障がいのある人の特性に応じたきめ細やかな対応をするとともに、速やかに避難・援助ができるよう、日頃の防災訓練等を通して、地域支援体制の強化を図っていきます。

基本目標2 教育の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、インクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

基本目標3 障がいのある人の生活支援と療育支援

障がいのある人のくらしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

そのため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

また、在宅での生活を支える障がい福祉サービス等の提供体制や、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実を図っていきます。

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

また、障害福祉制度の大幅な変更、障がいの多様化、障がいのある人や家族の高齢化など、障がいのある人が地域で生活するうえで直面するさまざまな問題に対して、

的確にニーズを把握し、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで一貫して支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の整備や支援体制を構築し、発達・療育支援の環境を充実していきます。

基本目標4 雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用機会を拡大していくため、ハローワークや障害者就労支援事業所等と連携して、障がい者への就労支援を推進します。

また、就労移行支援事業等の利用や就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進するとともに、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がい者の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

基本目標5 スポーツ・文化芸術活動

障がいのある人のスポーツや文化芸術活動への参加は、健康増進だけでなく、生きがいづくりや社会参加の促進など、生活の質の向上につながり、人間関係を深めるよい機会になります。

多くの障がいのある人がスポーツや文化活動に参加することのできる機会を拡充していくとともに、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境のさらなる整備等を推進します。

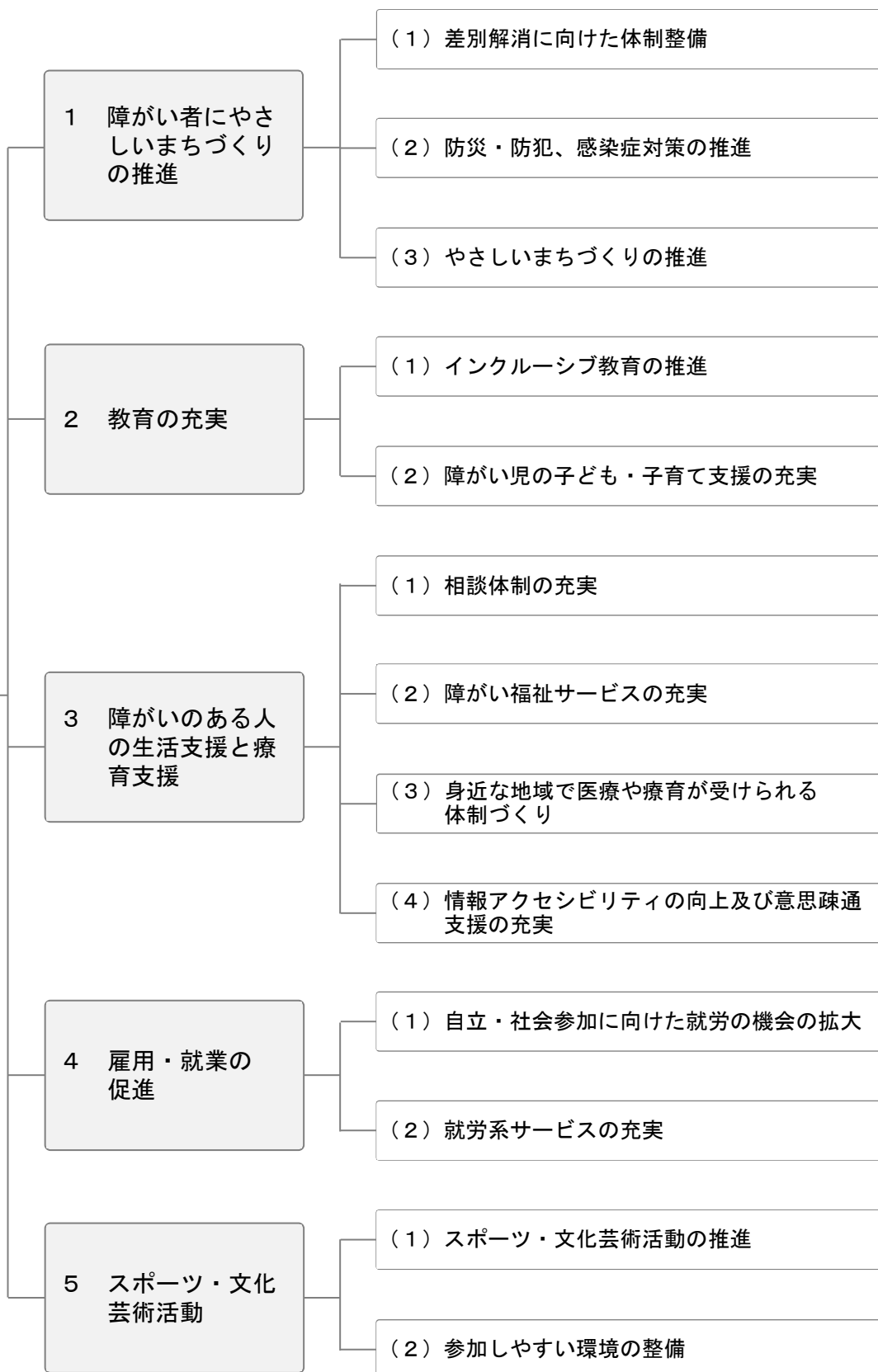
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

すべての町民が障がいの有無にかかわらず
等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され
地域で共生するまちの実現





第 4 章

基本計画

1 障がい者にやさしいまちづくりの推進

(1) 差別解消に向けた体制整備

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消し、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じた合理的配慮の提供が行われるよう取組を進めます。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
啓発・広報の推進	町や町社会福祉協議会の広報紙やホームページ、町産業文化祭などのイベントや障害者週間、人権週間などさまざまな機会をとらえて、障がいや障がい者理解を深めるための啓発活動を推進します。 特に広報紙においては、担当課と連携しながら周知記事を作成するとともに、県からの関係情報についても掲載するなど、必要な情報を確実に届けられるよう啓発活動を推進します。	健康福祉課 総務課 社会福祉協議会
	障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育等の障害者権利条約の基本的な考え方について周知を図ります。また、広報紙での特集などにより、できる限りわかりやすい広報や周知に努め、必要な情報を確実に届けていきます。	健康福祉課

事業名	事業内容	主担当課
福祉教育の推進	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が障がい者施設、福祉施設などと連携しながら訪問をして、健康や福祉をテーマとする課題に取り組む学習を推進します。さらに、学校の中だけで完結する活動ではなく、地域の方と関わりながら学び、生活に結びつく福祉教育の推進を図ります。	教育課
	社会科などの教科や総合的な学習の時間及び道徳などの時間を活用して、人権教育と併せて障がい者への正しい理解を深めることを通して、心を育むための教育を行います。	
	青少年育成町民会議と連携を強め、差別や偏見を持たない若者の育成に努めます。人道賞などの表彰により青少年の人権意識をより活性化していくことや、人権講演会などを通じて多くの人に人道精神の浸透を図ることなどに取り組めます。形式的な活動にならないよう、目的・趣旨を明確にし、活動を実施していきます。	
障がいを理由とする差別の解消	障害者差別解消法の施行を踏まえ、一層の心のバリアフリーを推進する啓発・教育活動を推進するとともに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などについて周知を図ります。事業者等による差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の相談を受け付けた際は、法の趣旨を説明して、理解を得るよう努めます。	健康福祉課
	町の障がいのある方への配慮マニュアルをもとに、窓口対応、障がい者への合理的配慮等が適切に行われるよう、職員の研修を実施します。町職員一人ひとりが、障がい者に対して適切に対応し、また、障がい者、その家族及びその他関係者からの相談等に的確に対応するため、各種研修等を実施することにより、職員の障がいに関する理解の促進を図ります。	秘書室
	ヘルプマークの周知・配布・利用促進を引き続き行います。また、介護マークやマタニティマークなど他のものとも合わせて、広報紙等での周知も定期的実施していきます。	健康福祉課
	平成 30 年度に策定した「八百津町人権施策推進指針」に基づき、人権を尊重する意識づくりや虐待防止を推進し、障がい者の差別解消に向けて取り組んでいきます。	総務課
	障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度や、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業について、福祉だよりの掲載内容を分かりやすく見直すとともに民生児童委員・福祉協力員の研修会等で事業を紹介し、周知を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

事業名	事業内容	主担当課
障がいのある人の権利擁護	八百津町成年後見相談センターを設置し、権利擁護に関する相談体制を確保するとともに、成年後見制度をより多くの人に知ってもらうための研修会や広報を継続的に行い、必要な方に必要な支援が行き渡るよう努めます。 また、可茂圏域権利擁護支援推進協議会を通じて、圏域市町村との情報共有及び相談支援体制の強化を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会
職場や地域における合理的配慮の推進	障がいのある人への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、障がいのある人へのさまざまな社会的障壁を除去するための積極的な啓発を行います。	健康福祉課
包括的支援体制の整備	複雑で複合的な課題を抱えている個人や世帯に対し、それぞれの担当部署や関係機関が単独で解決を図るのではなく、町関係課をはじめ、岐阜県や障がい福祉サービス事業所等の各関係機関との重層的・包括的な支援体制のもと、課題解決を図ります。	健康福祉課
心のバリアフリーの推進	障がい者の人格と個性を尊重するために、「障がい」についての理解を深めるとともに、障がいのある人となない人との交流を促進します。 また、道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声かけや困っている方への手助けの実施など、町民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。	全課

(2) 防災・防犯、感染症対策の推進

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

また、防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。さらに、感染症対応への支援を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
防災体制の強化	自治会長会などさまざまな機会を捉えて、地域での自主防災組織の強化を引き続き呼びかけます。防災行政情報配信システムを活用した情報配信を今後も継続して行います。防災リーダー・防災士を中心とした防災訓練の他、地域毎に実情に合った訓練を促進します。災害時には避難行動要支援者名簿を関係機関に提供し要配慮者支援に活用するとともに他市町村の動向も注視しながら、個別避難計画の策定を推進します。	防災安全室
防犯対策の推進	障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、相談窓口の周知を行うとともに、庁内関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など障がいのある人の身近にいるすべての人と連携強化を図り、地域での見守り体制の構築を促進します。	地域振興課 健康福祉課
	高齢者や障がいのある人の支援として「八百津町見守りネットワーク事業」により、事業所等をはじめとする協力団体と見守りに関する協定を結び、地域全体で見守る体制を構築しています。 異変を早期に発見し、確実に支援へつなげるため、引き続き事業所等に協力を働きかけて体制強化を図ると同時に、広報紙等による周知を行います。	健康福祉課
地域福祉活動の推進	介護保険においては、地域全体で高齢者を支える介護予防・日常生活支援総合事業が進められています。今後は地域住民の支援の輪を広げ、高齢者だけでなく障がいのある人等への見守りや生活支援のための体制整備を検討します。地域での課題や社会資源を把握するために協議体を立ち上げ、地域住民主体の地域活動を充実していきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
感染症対策の推進	町内の障がい者施設（居住・日中活動サービス事業所）での感染症について、対応を周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援し、危機管理体制の整備をします。	健康福祉課
災害時等の情報伝達体制の整備	防災・防犯等の各種情報について、防災行政情報配信システム（やおつーしん）を活用し、音声をはじめ、画像情報の配信を行い、障がい特性に応じた情報伝達を実施します。また、平常時から個々の避難手段を明確にできるように関係機関等と連絡調整を図り、災害時等の備えについて周知していきます。	健康福祉課

(3) やさしいまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
公共的建築物等のバリアフリー化の推進	新設の公共的建築物等については、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。既存の建築物等については、改築等の計画に沿って順次バリアフリー化を進めるとともに、利用者の意見を反映できるよう実施可能な対応を行っていきます。	全課
	側溝蓋の段差やガタつきは、見つけ次第補修に努めます。	建設課
	公園関係の屋外トイレの洋式化を順次進めていきます。また、要望に応じてさらなる洋式化を検討します。	教育課
	コミュニティセンターのトイレの洋式化について、要望に応じてさらなる洋式化を検討します。	
移動等の円滑化の促進	国、県等との連携により、主要道路の歩・車道分離と十分な広さの歩道の確保を順次進めるとともに、歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。	建設課
	地域公共交通網形成計画を基本とした、できる限り障がいのある人の利用に配慮した対策を進めていきます。また、運行業者と協議し車両の更新時に、低床対策やバリアフリー化を進めます。	地域振興課
	公共施設の障がい者用駐車スペースの確保を推進するとともに、マナーの向上を図ります。	総務課 教育課
	障がいのある人の外出を支援するため、車いすのまま乗り込める車両の貸し出しを行います。	社会福祉協議会

2 教育の充実

(1) インクルーシブ教育の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
インクルーシブ教育の推進	偏見や差別をなくすため、障がいのある児童・生徒とない児童・生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、今後も継続して個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。	教育課
	児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援など、合理的配慮の提供を図ります。また、特別支援学級や通級教室に対する理解を深める取組を継続して行います。	
	外部人材の活用を行い、専門性のある支援体制や教員の知識・技能など指導力の向上を図ります。	
	教職員、児童・生徒、保護者を含め学校全体で障がい者理解の促進に取り組みます。学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が障がい者施設、福祉施設などと連携するなどして、健康や福祉をテーマとする課題に取り組む学習を推進します。さらに、総合の時間以外の科目でも授業に福祉的要素を組み入れる工夫を働きかけます。	
	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童・生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の充実を図ります。インクルーシブ教育に向け、町全体で同じ意識を持って取り組む事ができるよう、教育委員会として働きかけます。	
就学や進路相談など教育支援体制の充実	発達障がいのある子どもの状況及び本人や保護者の意向を踏まえて通常学級、通級教室、特別支援学級、特別支援学校など、適切な場での教育を受けられるよう、教育支援委員会による就学相談・指導の充実に努めます。障がいのある児童・生徒の保育園や放課後児童クラブへの受け入れに努めます。また、一人一人が適切な教育を受けることができるよう、相談体制の充実を図ります。	教育課

事業名	事業内容	主担当課
	障がいのある子どもをもつ家族を支える支援や相談の機会を設けるなど、教育・福祉・保健部門と連携し、就学前から就学中、就学後にわたり対象児童の情報共有を図り、系統的な支援体制を構築し、適正な教育・就学支援を推進します。	教育課 健康福祉課
教育関係施設のバリアフリー化の推進	学校・公民館などの教育関係施設について、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進し、今後も建物の大規模改修や更新に併せて基礎的環境整備を進めます。	教育課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携して、町内の障がい者施設の利用者と住民がふれあう機会づくりを検討し、インクルーシブ教育の推進に向けて取り組んでいきます。	健康福祉課 教育課
	社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校において、障がい者について学ぶための支援を行うなど、福祉教育を推進し、より交流の深まるプログラムを検討します。	

(2) 障がい児の子ども・子育て支援の充実

幼稚園や保育園における集団保育や統合保育の中で、障がいのある乳幼児や発達に支援が必要な乳幼児の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を図るとともに、障がいの理解や障がい児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。

また、個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを引き続き進めていきます。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
子育て支援の充実	子育て支援センターや各保育園、親子教室、保健センター等、障がい児をもつ保護者からの子育てに関する相談に適切に応じられるよう職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。接触のきっかけを常に待ちながら、情報発信をし、寄り添う姿勢で対応していきます。	教育課 各保育園 健康福祉課
保育園における障がい児の受け入れの推進	保育園における障がい児の受け入れを促進するため、今後も園児の人数や発達状況に応じ、加配保育士の確保に努めます。	教育課 各保育園

事業名	事業内容	主担当課
	加配保育士の障がい児に関する知識を高めていきます。引き続き研修等を行い、関係機関と連携および協力を図り、知識の習得に努めます。	
放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの推進	障がい児の特性をふまえた支援の向上のため、学校、地域の障がい児関係専門機関、専門家等との相談体制を構築し、引き続き障がい児を受け入れるための研修や学習会に積極的に参加し、指導員などの資質の向上、環境整備に努めます。また、放課後児童クラブ内において、保護者から相談しやすい体制を強化し、安心して預けられるような環境を整えます。	教育課
障がい児を支える人材の専門性の向上	教職員の資質向上や人権意識の向上を図るため、各関係機関と協力・連携しながら、研修会等を実施します。	教育課

3 障がいのある人の生活支援と療育支援

(1) 相談体制の充実

障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
基幹相談支援センターの設置	複雑、多様化している相談に対応していくため、圏域で相談事業所のバックアップ機能を活用しながら、健康福祉課窓口において基幹相談支援センターを設置しています。	健康福祉課
自立支援協議会の活用	自立支援協議会の活性化を図り、地域の課題を把握し、共有して課題解決に向けた取組を推進します。	
社会福祉協議会との連携	障がい者の悩みに対応できるよう職員の研修等により個々のスキルアップを図り、総合相談体制の充実を図ります。 お互いの役割を明確にしながら互いに関わりあえる、寄り添いあえるような支援体制の構築ができるよう、社会福祉協議会と必要な情報共有をし、研修の受講や制度の研究を依頼していきます。	
身体障害者相談員の活動推進	3名の身体障害者相談員による相談活動の支援・推進を行います。相談員の役割を明確にし、地域における身近な相談活動を継続的に実施します。	
依存症対策の推進	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。	
発達障がい者への支援	子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、切れ目のない支援を提供します。接触のきっかけを常に待ちながら、情報発信をし、寄り添う姿勢で対応していきます。	

(2) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、各種障がい福祉サービスの周知を図るとともに、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
訪問系・通所系・短期入所サービスの確保とサービス利用の促進	<p>訪問系・通所系・短期入所サービスについては、サービスの確保とサービスの情報提供に努めて、利用の促進を図ります。</p> <p>サービスを必要とする方が適切なサービス利用を受けられるよう「サービス支給決定基準」の見直しを適宜行い、よりよいものを作成します。</p> <p>切れ目ない支援体制を構築するため、相談支援専門員とケアマネジャーの連携を図っていきます。さらに、相談支援専門員の作成するサービス利用計画と、ケアマネジャーが作成するケアプランをお互いに共有することで、支援方針を統一し、本人に有益なサービス利用になるよう努めます。</p>	健康福祉課
居住系サービスの供給量の確保と適切なサービス利用の促進	<p>施設入所支援については、真に必要な人の利用とし、広域的な調整を図り適切な支給決定に努めます。また、グループホームの適切な活用により、地域生活への移行を推進します。</p> <p>サービスを必要とする方が適切なサービス利用を受けられるよう「サービス支給決定基準」の見直しを適宜行い、よりよいものを作成します。</p>	
地域生活支援拠点等の整備・機能の充実	<p>障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくりの機能を担う地域生活支援拠点等の整備を段階的に推進します(現在②③について取り組んでいます)。ネットワーク拡大に向けて圏域全体で取り組むとともに、緊急時に確実に受け入れが可能となるようなルールの見直しを事業者と協議しながら進め、拠点機能の向上を図ります。</p>	

事業名	事業内容	主担当課
地域生活支援事業の推進	<p>外出先での移動が困難な障がいのある人に支援を行い、自立生活や社会参加を促進します。制度の周知について、手帳取得時に実施していますが、加えて定期的な広報等により実施していきます。</p>	健康福祉課
	<p>障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等により、意思疎通の円滑化を図ります。また、広報紙等により手話奉仕員の制度理解や必要性をPRし、養成研修への参加につながるよう周知を行います。</p>	
	<p>家族介助者の一時的な休息を促進する日中一時支援事業の実施に努めます。</p>	
障がい福祉人材の確保	<p>障がい福祉分野に関わる人材確保に向け、県、ハローワーク等と相談・連携し、障がい福祉の魅力発信に努めます。また、福祉サービスの充実に向けた取り組みを進めます。</p>	
ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保	<p>関係機関と連携を図り、障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。</p> <p>また、家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援を行います。</p>	教育課

(3) 身近な地域で医療や療育が受けられる体制づくり

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
早期療育の充実	乳幼児健診を通じて、支援の必要な子が早期療育につながるよう関係機関と連携していきます。	健康福祉課
	臨床心理士による「子育て相談会」の活用や、子育て支援センターでの相談機能を充実させ、支援の必要な親子に寄り添う体制づくりをより一層強化していきます。	
	各関係機関との連携調整を担う子育て支援センターに療育のコーディネーターを配置し、さまざまな事業を実施することにより、早期発見に努め、引き続き関係機関との連携調整を図り、体制強化に努めます。	子育て支援センター
	「八百津町親子教室」については、療育体制の充実・確保のために、近隣市町村と連携して専門スタッフの確保に努め、療育指導体制の強化を図ります。 子どものニーズに合った、専門的な支援ができるよう、医療関係と情報共有し、早期からの療育・リハビリ等の支援が受けられるよう努めます。	八百津町親子教室
	圏域での必要性を検討し、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保が図れるよう協議を行っていきます。	健康福祉課
	必要な児童については、適切な相談・打ち合わせの上、保育園、学校、放課後児童クラブなどでの保育所等訪問支援の利用を促進します。	
保健サービスの充実	各種健康診査や保健指導を実施し、受診率の向上に取り組み疾病の早期発見・治療につなげます。また、保健指導による疾病の予防につなげていきます。今後、乳幼児健診受診率 100%を維持し、子どもたちの健やかな発育・発達を支援していきます。	健康福祉課

事業名	事業内容	主担当課
保健サービスの充実	手話通訳者等の配置、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供に努めます。また、障がいのある方への配慮マニュアルに基づいて、基本的な心構えを理解し、障がい種別の特性に応じた適切な配慮に努めます。	健康福祉課
	必要に応じ、医療ソーシャルワーカー（MSW）や精神科ソーシャルワーカー（PSW）との連携を図ります。 連携会議や関係機関との調整方法については、今後可茂管内で検討を重ねて討議していきます。	
安心して受診できる医療のための環境整備	包括的、継続効果的な在宅医療の実現に向けて保健・福祉・医療の連携により、医療機関からの訪問診療や訪問看護を行える体制の充実を推進します。また、母子保健に係る保健師の勉強会やその他各種研修会の参加により、各自の技術を高めていきます。	健康福祉課
	自立支援医療制度や福祉医療制度の情報提供に努め利用を促進し、本人負担軽減と治療継続につなげます。さらに、制度の確実な利用へつなげられるよう、広報紙等での制度周知と窓口での個別案内を徹底していきます。	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。また、会議後の評価については、今後検討しながら実施していきます。	健康福祉課
重度障がい・医療的ケア児等の支援体制の整備	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児の在宅生活上の課題の改善に向けた協議を圏域で行っていきます。	健康福祉課
地域リハビリテーションの充実	障がいのある人の自立と社会復帰に向けたリハビリテーションサービスの提供にあたっては、県や関係機関と連携し、充実を図っていきます。	健康福祉課

(4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供や意思疎通支援の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
意思疎通支援事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を継続して行います。	健康福祉課
音訳・点訳ボランティア養成	音訳・点訳ボランティア養成のための講習会開催の支援を行います。さらに、町内の音訳・点訳に対するニーズ調査も行います。	社会福祉協議会
タブレット端末への情報配信	タブレット端末に行政情報を配信する「やおつーしん」を通じて、障がいのある人が必要とする情報を提供します。また、高齢者からの声も鑑み、重要な情報は別媒体（広報紙）も通じて、必要な人へ情報が行き届くよう努めます。 配布率 100%を目標とし、ホームページや広報紙等、さらにヘルパーや民生児童委員からの呼びかけを行います。	健康福祉課 総務課 防災安全室
読書環境の整備と利用支援の充実	図書室での車いすの移動、デイジー図書の作成、障がい者サービス関連の資料や機器の紹介、図書室のウェブサイトのアクセシビリティの向上など障がいのある人の利用支援に努めます。	教育課

4 雇用・就業の促進

(1) 自立・社会参加に向けた就労の機会の拡大

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
一般就労機会の拡大	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、関係部局と共に就労支援や町内の事業者向けに研修会などを実施します。	健康福祉課
	障がい者の法定雇用率を上回るよう、町職員の計画的な障がい者雇用に努めます。また、特別支援学校の現場実習の受け入れに協力していきます。	秘書室
事業所の理解促進	商工会等を通して、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業等の理解・協力を促進します。	健康福祉課
	障がいを理由とした差別や虐待がないよう、またハード面からも障がいのある人が働きやすい職場の環境づくりが促進されるよう、広報紙での特集などにより、できる限りわかりやすい広報や周知に努めます。	
就労移行・就労定着支援の活用	引き続き相談員や事業所と連携を図り、就労を目指す人への支援や、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、専門性の高い支援を活用します。	健康福祉課
農福連携の推進	農福連携に関する情報収集及び障がい者就労施設や農業者等の現状、意向等の把握に努め、障がい者の就労機会の拡大を検討していきます。	健康福祉課 農林課

(2) 就労系サービスの充実

障がいのある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
就労系サービスの充実	引き続き相談員や事業所と連携を図り、就労移行支援、就労継続支援A型・B型などの就労系サービスを利用できる人を増やせるよう努めます。	健康福祉課
	関係機関と連携して研修会や勉強会を開催し、八百津町内における障がい者の就労を促進する取組を行います。	
就労施設への支援	就労継続支援事業所などからの物品の調達や役務の提供について、町の調達方針を示し、障害者就労施設等から物品及び役務を優先的に調達するよう周知を図り、障がいのある人の仕事の確保と工賃アップを支援します。	

5 スポーツ・文化芸術活動

(1) スポーツ・文化芸術活動の推進

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

また、安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツを通じた社会参加を促進するため、障がい者の参加を支援するとともに、町としても開催に協力し、より活用しやすい環境整備に取り組めます。	教育課
	スポーツをするきっかけとなる間口を広げることで、より多くの障がい者がスポーツを経験して、充実感、楽しさ、喜びを味わうことができ、同時に運動不足の解消、心身の健全な発達が促されるよう、障がい者スポーツ教室やアスリート出前講座を開催するとともに、現在開催されているスポーツ系イベントの見直しを行います。今後も社会福祉協議会と連携し、障がい者が活動しやすい環境を推進します。	
	障がい者スポーツ・レクリエーションのボランティアの確保・育成を促進します。今後も社会福祉協議会と連携し、障がい者が活動しやすい環境を推進します。	
文化的活動の推進	地域活動支援センターでの創作活動やサークル活動などでの文化活動を支援し、活動の活性化を図り、これらの文化活動の成果を発表する機会を確保するため関係機関と連携し活動推進に努めます。また、多くの人に公民館を利用してもらえよう、きっかけづくりとして公民館講座など生涯学習の機会の充実に努めます。	教育課
	県が実施する福祉フェアなどの情報提供を広報媒体等利用し、引き続き周知に努めます。	
	障がい者が気兼ねなく参加できるコンサートの開催など、より参加しやすい環境づくりに努めます。	

(2) 参加しやすい環境の整備

地域とのふれあいや社会参加、生きがいきり活動は、障がいのある人の生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

さまざまなふれあいや交流活動など障がいのある人のニーズの多様化に対応した取組を行い、社会的活動への参加促進を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業内容	主担当課
参加しやすい環境の整備	公民館活動や老人クラブ、地域活動などにおいて、講座の企画内容の充実を図り、障がい者がより参加しやすい環境整備を行うことで、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の確保に努めます。また、初級手話講座を開催し、聴覚障がいへの理解を深める機会づくりに努めます。	社会福祉協議会 教育課
	町民を対象にしたスポーツ・レクリエーション活動は、今後も社会福祉協議会と連携し、障がい者が気軽に参加できるようなプログラムを取り入れ、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるよう努めます。	
	町社会福祉協議会や教育委員会、障がい者団体などと連携して、障がい者を対象とする各種講座・教室などの会場の提供だけではなく、直接連携をして事業の開催などに努めます。 障がいを持つ方のニーズ、講座開催の際に配慮が必要な点について研究していきます。	
	町社会福祉協議会と連携して、障がいのある人もない人も誰もが気軽に参加できる内容・プログラムを開催し、社会参加の機会をつくり、また、地域住民への理解を促し、見守り体制の充実を図ります。	健康福祉課
	ふれあいいいききサロン、ホッとカフェ活動において、障がいのある人もない人も、誰もが気軽に身近に集える場・環境づくりをします。	社会福祉協議会
	町身体障がい者福祉協会の活動を通じ、障がい者の社会参加を推進するとともに町内の交流会等を再開し、仲間づくりを通じた生きがいきり、障がい者福祉の推進を図ります。	



障がい（児）福祉サービスの見込み

1 成果目標の達成状況

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の達成状況については次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和元年度末時点施設入所者数	18人	令和元年度末の施設入所者数（実績）
令和5年度末時点の入所者数	21人	令和5年度末の施設入所者数（見込み）

令和5年度末入所者削減目標値	2人 削減率：2.4%	目標：2%以上（2人） 前期未達人数（0人） ◆令和元年度末の施設入所者数 84 人の2%（2人）+前期未達人数（0人）=2人
----------------	----------------	---

入所者削減実績・見込値	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
	0人	1人	0人

成果目標の達成状況

令和5年度末の入所者削減数（見込み）は0人となっており、目標達成できていません。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
第6期における目標値	1か所	令和5年度末までに設置する協議の場数
令和5年度末設置見込数	1か所	今後協議の場を設置

成果目標の達成状況

令和5年度末までに設置済みであり、目標を達成しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
第6期における目標値	1か所 (共同)	令和5年度末までに設置する協議の場数
令和5年度末設置見込数	1か所 (共同)	今後協議の場を設置

成果目標の達成状況

令和5年度末までに設置済みであり、目標を達成しています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行数

項目	数値	考え方
令和元年度 一般就労移行数者数	0人	令和元年度末において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数

令和5年度末 一般就労移行者数 目標値	2人 一倍	令和5年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数 国目標：就労移行者数 人の1.5倍以上
---------------------------	----------	--

一般就労移行数者数 実績・見込値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0人	1人	0人

成果目標の達成状況

令和5年度末の移行者数（見込み）は0人であり、目標達成できていません。

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
令和元年度 就労移行支援事業利用者数	0人	令和元年度末時点において 就労移行支援事業を利用した者の数

令和5年度末 就労移行支援事業利用者数 目標値	1人 一倍	令和5年度末時点において 就労移行支援事業を利用する者の数
-------------------------------	----------	----------------------------------

就労移行支援事業利用者数 実績・見込値	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
	1人	2人	3人

成果目標の達成状況

令和5年度末の利用者数（見込み）は3人であり、目標は達成されています。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	国の指針に準じる
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者数	22人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

目標実現に向けた取組

施設入所者及びその世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する人に対して、サービス調整等の施設退所支援及び退所後の生活支援を行っていきます。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2	2	2
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	0	1	0

※今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ることが必要です。

本町では、精神障がいだけでなく、複雑化・複合化する課題に対して包括的な支援ができる「協議の場」として、令和4年度から重層的支援体制整備に係る庁内連携会議を実施しており、支援体制の充実を図っています。

庁内連携会議を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取組を推進します。

(3) 地域生活支援の充実

項目	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点の整備	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備しつつ、コーディネーターを配置し、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	各市町村において整備 (複数市町村による共同整備含む)

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各市町村において整備（複数市町村による共同整備含む）	1 (共同)	1 (共同)	1 (共同)
コーディネーターの配置人数	0	0	1
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1	1	1
強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の有無【新規】	無	無	無

目標実現に向けた取組

地域生活支援拠点については、中濃圏域で面的整備を行っています。障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、利用者のニーズの把握、近隣自治体の状況を参考にしながら、実効性のある地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、関係機関等との連携強化を図ります。

また、強度行動障害のある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる
就労移行支援 における一般就労 移行者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の1.31倍以上	国の指針に準じる
就労継続支援A型 における一般就労 移行者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の概ね1.29倍以上	国の指針に準じる
就労継続支援B型 における一般就労 移行者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の概ね1.28倍以上	国の指針に準じる
就労移行支援事業の就 労移行支援事業利用終 了者に占める一般就労 移行者の割合【新規】	令和8年度における就労移行支援 事業利用終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が5割以上の 事業所を全体の5割以上とする	国の指針に準じる
就労定着支援事業 の利用者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の1.41倍以上	国の指針に準じる
就労定着支援事業 の就労定着率	令和8年度における就労定着支援 による就労定着率が7割以上の事 業所を全体の2割5分以上とする	国の指針に準じる

目 標 値	
令和8年度までの一般就労移行者数	3人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合	10割
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	10割

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図ります。また、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、社会福祉協議会との連携を進めながら、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	圏域で設置
障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築	全市町村において体制を構築	町で体制の構築
障がい児の受入れに関する見込み量	保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児受入れ見込み量	県独自の活動指標に基づく
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で設置
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、県及び各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、県及び各市町村又は圏域において、支援調整コーディネーターの配置を基本	圏域で設置

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築の有無	有
障がい児の受入れに関する見込み量(保育所・認定こども園)	53人
障がい児の受入れに関する見込み量(放課後児童クラブ)	21人
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の有無	有
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	5	5	5
ペアレントメンターの人数	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	3	3	3

目標実現に向けた取組

児童発達支援センターは、圏域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関です。町内には、同等の機能を有する児童発達支援事業所があることから、その機能の充実を図るとともに、関係市町村と連携してセンターの設置や支援体制の整備と充実について協議を行っていきます。また、圏域の事業所、保育所等との連携、社会福祉協議会の活用などにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討します。

医療的ケア児の支援にあたっては、個別支援を通じた医療的ケア児に関する地域課題の抽出や医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置の充実を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本指針	設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに、各市町村において、相談支援体制の強化等に向けた取組の実施体制を確保	単独設置

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	活動指標に基づき取組の実施

活動指標			
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1	1	1
主任相談支援専門員の配置数	0	0	1
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	10	10	10
参加事業者・機関数【新規】	30	30	30
専門部会の設置数【新規】	4	4	4
専門部会の実施回数【新規】	1	1	1

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの機能向上を図ります。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じる

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	圏域で設置

活動指標			
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	4	4	4
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	0	0	1

目標実現に向けた取組

県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めることで、障がい福祉サービスの利用状況を的確に把握し、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス等の提供に努めます。

3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	3	4	4	4	4	5
	時間分	50	65	34	34	34	47
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、県と連携して、事業者に対して指導等実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	34	35	35	35	36	36
	人日分	769	792	726	726	749	749
うち重度障害者	人分			1	0	1	0
	人日分			20	0	23	0
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人分	0	2	1	0	1	0
	人日分	0	25	23	0	23	0
就労選択支援	人分					0	0
	人日分					0	0
就労移行支援	人分	1	1	2	2	3	3
	人日分	4	22	35	35	58	58
就労継続支援(A型)	人分	13	13	13	15	15	15
	人日分	247	259	245	291	291	291
就労継続支援(B型)	人分	21	28	27	27	28	28
	人日分	386	489	450	450	473	473
就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	1
療養介護	人分	2	2	2	2	2	2
福祉型短期入所	人分	1	2	3	4	4	4
	人日分	8	13	18	25	25	25
うち重度障害者	人分			0	1	0	0
	人日分			0	7	0	0
医療型短期入所	人分	0	0	1	1	1	1
	人日分	0	0	6	6	6	6
うち重度障害者	人分			1	0	0	0
	人日分			6	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを適切に利用できるよう、支援していきます。

- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	13	14	15	16	16	16
うち重度障害者	人分			1	1	0	0
施設入所支援	人分	19	22	22	22	22	22
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0

② 必要な量の見込み（1月あたり）

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、現在見込みはありませんが、対象者があれば自立生活援助の利用も推進していきます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	23	16	15	16	17	17
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	1

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行う機能を充実させるため、職員の資質向上に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現に向けて、障がい者等への理解の促進や啓発活動を行い、障がい者が感じる日常生活や社会生活の中にある障壁の除去に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが、自立した日常生活や社会生活を行うため、地域で自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うと共に、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

○相談支援事業を行う事業所は、町内に「しおなみ苑相談支援センター」があります。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7	7	7	7

② 見込量確保の方策

○障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを適切に運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度 利用支援事業	財産管理や身上監護の契約等の法律行為に関して、判断能力の不十分な人（要支援者）へ制度の利用支援を行うことで要支援者の権利を保護します。
成年後見制度 法人後見支援事業	法人後見が適正に行われるための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、八百津町社会福祉協議会と協力して町内で法人後見を行える機関の設置に向けて取り組みます。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	意思疎通支援として手話通訳者を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	4	4	4	4	4	4
	件	80	84	67	85	85	85

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具等を給付します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	2	2	2	2
自立生活支援用具	件	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	216	254	292	310	310	310
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	1	1	1	1
合計	件	219	254	295	316	316	316

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する研修を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	講座数	1	1	1	1	1	1
	定員数	20	20	20	20	20	20
	修了者数	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 圏域（美濃加茂市・加茂郡）での手話奉仕員養成研修を引き続き実施し、参加者及び修了者の増加に向けて啓発を行います。

(8) 移動支援事業

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	0	0	0	0	1	1
	延べ利用時間	0	0	0	0	9	9

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 町内には実施できる事業所がありませんが、創作的活動、生産活動の機会提供及び社会との交流促進等の場として確保できるよう努めます。

(10) その他の事業

サービス名	概要
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に実施します。
訪問入浴サービス事業	家族等による入浴介護が困難または移送が困難な在宅の身体障がい者等に対して、訪問入浴車を派遣して訪問入浴を実施します。
障害者自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
障害者自動車改造費助成事業	

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	契約事業所数	10	10	8	10	10	10
	実利用者数	11	11	11	11	11	11
訪問入浴サービス事業	契約事業所数	0	0	0	1	1	1
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	0	0	1	1	1	1
障害者自動車改造費助成事業	件	0	1	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人分	25	25	25	25	27	27
	人日分	99	95	96	96	106	106
放課後等デイサービス	人分	53	58	63	63	65	65
	人日分	227	272	310	310	320	320
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	5
居宅訪問型 児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	25	23	5	5	5	5

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 八百津町子ども・子育て支援事業計画との連携

「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、保育園、認定こども園、放課後児童健全育成事業等の障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら、利用量を見込み、その提供体制の整備に努めます。

活動目標				
区分		定量的な見込み（人）		
種類	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園	6	6	6	6
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	4	4	4	4
その他	0	0	0	0



計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、町民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域活動団体や、当事者団体との連携を強化し、町民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。

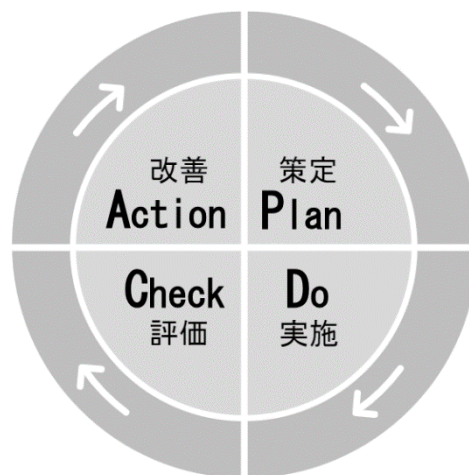
また、障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、関連する担当課や関係機関との相互連携のみならず、県や関係自治体とも協力し合い、本計画を推進します。

さらに、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、八百津町保健福祉推進協議会において、計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くとともに、PDCAサイクルによって計画の進行管理を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】





資料編

1 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

平成10年6月1日

訓令甲第19号

(目的)

第1条 この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域福祉計画策定
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
- (3) 障がい者計画策定
- (4) 計画進行の評価及び建議
- (5) 保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換
- (6) 健康づくり事業に関する調査、研究、啓発
- (7) その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(組織及び構成)

第3条 推進協議会委員は、委員20名以内で組織し、次に掲げる中から選び構成する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表
- (2) 医師会等保健医療関係団体の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 福祉施設の代表
- (5) 教育関係の代表
- (6) 学識経験者

2 委員は町長が委嘱する。

3 推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

(専門部会)

第6条 推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。

(1) 地域福祉計画策定部会

(2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会

(3) 障がい者計画策定部会

2 構成員は会長が任命し、部会長及び副部会長は、会長が推進協議会委員の中から選任し任命する。

3 各部会は、第2条に掲げる協議事項の中で専門分野における意見を集約し、推進協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

附 則（平成14年7月15日訓令甲第6号の3）

この要綱は、平成14年7月16日から施行する。

附 則（平成17年11月28日訓令甲第27号の2）

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日訓令甲第4号の2）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令甲第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令甲第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令甲第23号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

2 令和4・5年度 八百津町保健福祉推進協議会名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	協議会役職等	所属
瀬瀬 秀行	会長	八百津町社会福祉協議会 会長
古瀬 裕平	副会長	古瀬歯科医院 院長
井戸 信介	委員	八百津町教育委員会 主幹
岩井 久美子	委員	八百津町食生活改善推進協議会 会長
各務 敏哉	委員	学識経験者
白木 千博	委員	住民代表
柘植 文子	委員	八百津町民生児童委員協議会 主任児童委員
羽賀 大祐	委員	社会福祉法人 錦江舎 夢眠 施設長
橋本 辰典	委員	八百津町国民健康保険運営協議会 会長
林 勝治	委員	八百津町民生児童委員協議会 会長
藤本 清久	委員	学識経験者
湊屋 剛	委員	和知すこやかクリニック 院長
宮ノ腰 美ゆき	委員	八百津町教育委員会 教育委員

※会長、副会長以外50音順

3 用語説明

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、八百津町は健康福祉課に設置しています。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

心のバリアフリー

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、偏見や思い込みなどの意識を改め必要な行動を続けること。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

重層的支援体制

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害支援区分

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）がある。各市町村に設置される審査会において、調査員による認定調査の内容、医師意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に就いて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

ジョブコーチ

障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図ること。

自立支援医療制度

平成 18 年 4 月から開始した制度。これまでの「更生医療」、「育成医療」、「精神障がい者通院医療費公費負担制度」について、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率と安定を確保するため、利用者全体で支える制度として一つに統合された。障がいのある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。障がいの程度により、1級から3級に認定される。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないもの。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという考え方。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

地域包括ケアシステム

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方の仕組み。

知的障がい者

知的機能の障がい未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

中核機関

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」のこと。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」を担います。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的金銭管理等を行う。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

ピアサポート

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取組のこと。

福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスとして就労すること。（対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等）。

ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラムをいう。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をいう。

法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）。

【や行】

八百津町成年後見相談センター

判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者並びにこれらの関係者からの相談に応じ、その権利擁護のために必要な支援を行う。八百津町では健康福祉課に設置されており、権利擁護における「中核機関」に位置づけられている。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

ライフステージ

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（岐阜県）は最重度・重度は「A1、A2」、中度・軽度は「B1、B2」となっている。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

第6次八百津町障がい者福祉計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発 行：八百津町
編 集：八百津町健康福祉課
〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地2
電 話：0574-43-2111